

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
..... (循環型社会推進課) 26

告 示

- 水資源保全地域の指定..... (土地水対策課) 26
- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... (食品衛生課) 28
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課) 29
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) 29
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課) 30
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) 30
- 森林法による通知に代える公示..... (治山課) 30
- 道路の区域の変更及び供用の開始..... (維持管理防災課) 30
- 土砂災害警戒区域の指定..... (維持管理防災課) 31
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (維持管理防災課) 34
- 北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正について
..... (調達課) 45

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)..... 45

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る資格に関する公示..... 46
- 特定調達契約に係る入札の公告..... 46

道選挙管理委員会告示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表..... 47

道警察本部告示

○取消処分者講習実施規程等の一部を改正する規程..... 47

道公安委員会規則

- 道路交通法施行細則の一部を改正する規則..... 104
- 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則..... 111

規 則

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第16号

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則 (平成15年北海道規則第125号) の一
部を次のように改正する。

第5条中「黒松内町」の次に「、由仁町」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第163号

北海道水資源の保全に関する条例 (平成24年北海道条例第9号) 第17条第1項、第2項及び
第4項の規定により、次のとおり水資源保全地域を指定することとし、水資源保全地域に
係る指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針 (以下「地
域別指針」という。) を定め、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定番号 第170号
- (2) 名 称 占冠村中トマム地区水資源保全地域
- (3) 指定の区域 勇払郡占冠村字中トマム2184番地1、2185番地、2186番地1及び2、
2187番地1、2187番地9、2187番地12から14まで、2187番地17及び18、
2187番地20、2187番地25、2189番地、2190番地1、2190番地3、2192番
地3及び4、2193番地1及び2、2193番地4及び5、2193番地8、2193
番地10、2194番地1、2194番地6及び7、2198番地1、2199番地1及び
2、2203番地1、2203番地3、2203番地6から8まで、2205番地1から
3まで、2211番地1、2211番地8、2223番地22及び23、2224番地、2225
番地1、2226番地1から6まで、2227番地2、2228番地1、2228番地3、
2229番地1、2229番地3、2230番地、2231番地1、2231番地6から18ま
で、2231番地22、2232番地1及び2、2232番地9から16まで、2233番地

1、2233番地3、2234番地1から15まで、2234番地17及び18、2235番地、2237番地1から4まで、2237番地6から9まで、2237番地11及び12、2237番地14から30まで、2241番地1から9まで、2241番地12及び13、2241番地15、2241番地17から20まで、2242番地、2243番地1、2243番地3、2244番地1及び2、2245番地2及び3、2246番地、2247番地1から5まで、2247番地7から9まで、2247番地11及び12、2247番地14、2247番地17から24まで、2248番地、2249番地1及び2、2249番地4、2250番地1から6まで、2250番地8、2250番地12から20まで、2847番地1及び2、2851番地1、2851番地3、2852番地、2853番地1、2853番地5、2854番地1、2939番地、2940番地1及び2、2942番地1及び2、2943番地、2944番地1、2945番地、2946番地1、2946番地3、2947番地、2967番地1、2968番地、2992番地、3062番地、3063番地、3087番地、字トマム623番地1から5まで、623番地7、774番地1から10まで、774番地15から20まで、776番地1、1823番地、2995番地（占冠村中トマム地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

2(1) 指定番号 第171号

(2) 名称 占冠村十三線の沢川地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 勇払郡占冠村字中トマム2237番地17、2237番地19、2238番地、2239番地、2241番地17、2242番地、2243番地3、2853番地5、2946番地3、2947番地、字トマム623番地1、1647番地、1649番地から1651番地まで、1653番地（占冠村十三線の沢川地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

3(1) 指定番号 第172号

(2) 名称 占冠村山上農場の沢川地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 勇払郡占冠村字中トマム2217番地1、2217番地7、2218番地、2219番地1から4まで、2220番地、2221番地1及び2、2937番地（占冠村山上農場の沢川地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

4(1) 指定番号 第173号

(2) 名称 占冠村上トマム地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 勇払郡占冠村字上トマム2443番地7、2445番地1、2445番地4及び5、2446番地2、2446番地4、2446番地8及び9、2447番地1、2447番地3、2447番地5、2448番地1、2448番地3から5まで、2449番地1及び2、

2450番地1、2451番地1から4まで、2452番地1から3まで、2452番地5から7まで、2453番地1及び2、2454番地1及び2、2470番地1から3まで、2471番地1から3まで、2650番地1から4まで、2654番地、2655番地、2656番地、2657番地、2658番地、2659番地1、2659番地3、2660番地、2661番地、2662番地、2663番地、2664番地、2665番地、2666番地、2667番地、2803番地、2804番地、2805番地、2806番地、2807番地、2808番地1及び2、2809番地1及び2、2810番地、2811番地、3110番地、字トマム309番地1、310番地1及び2、310番地4及び5、310番地8から10まで、563番地1から3まで、563番地5及び6、564番地、577番地1、577番地3、577番地5から7まで、637番地、638番地1から3まで、638番地6及び7、639番地1から8まで、932番地1及び2、933番地、934番地1、934番地3、934番地5、962番地1及び2、962番地4から7まで、963番地、964番地1及び2、965番地、967番地1及び2、967番地8及び9、968番地、969番地1及び2、970番地1及び2、971番地1から26まで、972番地1及び2、973番地、974番地、975番地、1160番地1及び2、1160番地4、1161番地1及び2、1163番地1から5まで、1164番地、1165番地、1166番地、1167番地1から3まで、1168番地、1169番地、1170番地1、1170番地4、1172番地1及び2、1173番地、1174番地1及び2、1175番地1から4まで、1175番地7及び8、1176番地、1177番地1及び2、1178番地、1179番地1及び2、1179番地4から6まで、1180番地、1181番地、1182番地、1183番地1及び2、1183番地5、1184番地、1185番地、1186番地1及び2、1187番地1、1188番地、1190番地、1191番地、1192番地1から9まで、1193番地1、1193番地3、1194番地、1195番地1及び2、1195番地4、1198番地、1199番地、1205番地1及び2、1205番地4、1205番地8、1206番地1及び2、1206番地4及び5、1207番地、1208番地、1210番地、1212番地、1213番地、1222番地、1223番地1及び2、1223番地4、1226番地1、1226番地3、1227番地1及び2、1228番地1から5まで、1229番地1及び2、1229番地4から41まで、1349番地1から3まで、1350番地、1351番地、1352番地、1353番地1及び2、1354番地、1355番地1及び2、1356番地、1367番地、1368番地、1369番地、1421番地、1422番地、1423番地、1424番地、1705番地1、1705番地3から5まで、1805番地1から3まで、1806番地1及び2、1807番地1及び2、3072番地、字トマム原野1171番地1、1171番地3から6まで、1274番地、1298番地1から4まで、1378番地、1425番地1から3まで、1425番地6及び7、1426番地、1507番地1、1508番地、

1509番地、1779番地1及び2、1780番地1及び2、1781番地1及び2、1782番地1、1783番地、1784番地、1813番地1及び2、1828番地1から3まで、字下トマム1848番地1及び2、1849番地、1850番地1及び2（占冠村上トマム地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

5(1) 指定番号 第174号

(2) 名称 厚岸町上尾幌地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 厚岸郡厚岸町上尾幌13番地、14番地、15番地（厚岸町上尾幌地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

6(1) 指定番号 第175号

(2) 名称 標茶町西熊牛地区・弟子屈町熊牛原野地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 川上郡標茶町字熊牛原野13番地1、字熊牛原野17線西10番地1、10番地3、12番地1から4まで、13番地3、14番地1から5まで、14番地10及び11、15番地1、16番地1から3まで、3019番地、字熊牛原野18線西7番地2及び3、7番地5から11まで、8番地1及び2、9番地1から3まで、9番地6から8まで、10番地1及び2、10番地4から6まで、11番地1及び2、12番地1及び2、12番地4から14まで、14番地1及び2、14番地4から11まで、14番地14から16まで、3017番地、3018番地、字熊牛原野19線西9番地2、11番地2及び3、13番地1から3まで、13番地6、13番地8から16まで、13番地23から31まで、15番地6から8まで、字熊牛原野20線西7番地44、字西熊牛原野西2線84番地1及び2、84番地5、85番地1から8まで、86番地1及び2、88番地1から3まで、90番地1から13まで、91番地1から5まで、92番地1から9まで、93番地1から10まで、94番地1から4まで、98番地、103番地、103番地2、104番地、105番地、119番地、122番地、133番地、134番地、4011番地、字西熊牛原野西3線85番地1、85番地7から9まで、87番地1から4まで、89番地1及び2、90番地、90番地2、91番地1から4まで、92番地1から3まで、93番地1から5まで、94番地1から3まで、96番地2及び3、97番地1及び2、98番地2、100番地、135番地1及び2、154番地、字ヌツパシュナイ14番地1から28まで、4008番地、字ルラン51番地3、51番地290及び291、4006番地、川上郡弟子屈町字熊牛原野3番地1、86番地6及び7、86番地16及び17、86番地19から50まで、348番地、30085番地、字熊牛原野18線西6番地2、字熊牛原野19線西5番地1、6番地2、7番地1、7番地3及び4、8番地1及び2、8番地4及び

5、8番地7から9まで、9番地1、9番地3、9番地6、9番地8、10番地1及び2、10番地5、11番地1、11番地6、12番地1、12番地4及び5、14番地1から3まで、15番地、18番地、19番地、20番地、15028番地、30091番地、30091番地2、30092番地、30092番地2、字熊牛原野20線西7番地1、7番地5から8まで、7番地14及び15、7番地21及び22、7番地27から29まで、7番地33から36まで、7番地39から43まで、7番地45から51まで、7番地53から56まで、10番地1、11番地1、13番地2、17番地2、86番地18、15027番地、字ヌツパシュナイ17番地1、17番地4及び5（標茶町西熊牛地区・弟子屈町熊牛原野地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

（各水資源保全地域の「区域図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道総合政策部政策局土地水対策課、北海道上川総合振興局地域創生部地域政策課及び北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第164号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置一式（データ処理のためのワークステーションを含む。）の賃貸借 4台分
- 落札を決定した日
平成29年2月27日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 オリックス・レンテック株式会社
(2) 住所 東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア
- 落札金額
841,536円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成29年1月10日付け北海道告示第20号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第165号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成29年3月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第166号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年3月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡豊浦町・有珠郡壮瞥町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 江別市・網走郡大空町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

江別市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡豊頃町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに江別市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供す

る。)

北海道告示第167号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年3月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩見沢市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 夕張市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
夕張市(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第168号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があつ

た。

平成29年3月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 上川郡東神楽町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、東神楽町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び東神楽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第169号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を真狩村役場の掲示場に掲示した。

平成29年3月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成29年北海道告示第126号
- 2 所在が不明な者 石村 延寿

北海道告示第170号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年3月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 直別共栄線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
十勝郡浦幌町字厚内大通1丁目3番1地先から 同郡浦幌町字チブネオコツベ12番2地先まで	前	11.52mから 32.07mまで	200.00m	—
十勝郡浦幌町字チブネオコツベ12番2地先から 同郡浦幌町字チブネオコツベ12番2地先まで	前	19.89mから 26.95mまで	85.64m	—
	後	11.52mから 32.07mまで	200.00m	—
	後	19.89mから 27.10mまで	85.64m	—

北海道告示第171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年3月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
白谷ノ沢1号川（Ⅰ-51-0550）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌郡小平町字白谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
白谷ノ沢2号沢川（Ⅱ-51-0570）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌郡小平町字白谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
神社下の沢川（Ⅰ-73-0230）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡滝上町字オシラネツ原野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
濁左の沢川（Ⅱ-73-0240）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

- 紋別郡滝上町字滝ノ上原野、字オシラネツ原野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
スキー場の沢川（Ⅲ-73-008）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡滝上町字オシラネツ原野（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
濁川（Ⅲ-73-009）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡滝上町字滝ノ上原野（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
5線沢川（Ⅱ-73-0280）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡滝上町字滝ノ上原野、字シラトリマップ（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
滝美1の沢川（Ⅲ-73-011）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡滝上町字滝ノ上原野（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
滝美2の沢川（Ⅲ-73-012）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡滝上町字滝ノ上原野、字シラトリマップ（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
洛陽の滝沢川（Ⅲ-73-010）

<p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字滝ノ上原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 あけぼの1の沢川（Ⅰ-73-0260）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字滝ノ上原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 あけぼの2の沢川（Ⅰ-73-0270）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字滝ノ上原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 駅裏の沢川（Ⅰ-73-0390）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 栄町の沢川（Ⅰ-73-0400）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 大曲の沢川（Ⅱ-73-0410）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号</p>	<p>高等学校の沢川（Ⅲ-73-014）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 幸沢川（Ⅲ-73-015）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 6号沢川（Ⅲ-73-016）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野、サクルー川（字サクルー原野地先）（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 火葬場の沢川（Ⅰ-73-0430）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 桜草の沢川（Ⅰ-73-0440）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野、サクルー川（字サクルー原野地先）（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 桜の沢川（Ⅰ-73-0450）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字滝ノ上市街地土別通1丁目、字上渚滑原野、字サクルー原野、渚滑川</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(字滝ノ上市街地士別通1丁目地先) (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 郷土館の沢川 (I-73-0470)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡滝上町字上渚滑原野、渚滑川 (字上渚滑原野地先) (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 三十四号右の沢川 (II-75-1340)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町白滝上支湧別 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 佐伯の沢川 (II-75-1360)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町白滝上支湧別 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 北光川 (II-75-1030)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町生田原 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 黄金沢川 (I-75-1040)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町生田原八重 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 拓北沢川 (II-75-1050)</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町生田原清里 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 堀江の沢川 (II-75-1060)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町生田原清里 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 鈴木沢川 (II-75-1080)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町生田原伊吹 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 古屋川 (II-75-1090)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町生田原伊吹 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 セトセの沢川 (II-75-1140)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町湯の里 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 鳥居川 (II-75-1160)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町湯の里 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>中川原の沢川（Ⅱ-75-1180）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町若咲内、紋別郡遠軽町柏（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 崖の沢川（Ⅱ-75-1540）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町瀬戸瀬西町、若咲内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 サラキシエナイ下の沢（Ⅱ-72-0250）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 開成1の沢（Ⅱ-72-0270）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 奥野沢（Ⅱ-72-0290）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 南丘3の沢（Ⅱ-72-0220）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市南丘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p>	<p>39(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 南丘大川（Ⅱ-72-0230）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市南丘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>40(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 南丘2の沢（Ⅱ-72-0240）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市南丘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>41(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 南丘1の沢右の沢（Ⅲ-72-010）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市南丘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>42(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 南丘2の沢左1の沢（Ⅲ-72-011）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市南丘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森林公園左の沢（Ⅱ-72-0200）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市南丘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p> <hr/> <p>北海道告示第172号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

号) 第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年3月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
積丹幌武意町2 (I-1-318-855)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
積丹郡積丹町大字幌武意町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
積丹幌武意町6 (I-1-320-857)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
積丹郡積丹町大字幌武意町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
積丹幌武意町5 (II-1-113-666)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
積丹郡積丹町大字幌武意町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
積丹幌武意町7 (II-1-114-667)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
積丹郡積丹町大字幌武意町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小平豊平2 (I-5-71-2288)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌郡小平町字白谷(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小平豊平3 (I-5-72-2289)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌郡小平町字白谷(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小平白谷2区 (I-5-73-2290)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌郡小平町字白谷(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小平白谷4区2 (I-5-74-2291)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌郡小平町字白谷(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小平白谷4区3 (I-5-75-2292)

<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌郡小平町字臼谷（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小平臼谷4区4（Ⅰ-5-76-2293）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌郡小平町字臼谷（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小平豊平1（Ⅱ-5-64-1645）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌郡小平町字豊平（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小平臼谷1区1（Ⅱ-5-65-1646）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌郡小平町字臼谷（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小平臼谷1区2（Ⅱ-5-66-1647）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌郡小平町字臼谷（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小平臼谷3区（Ⅱ-5-67-1648）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌郡小平町字臼谷（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小平臼谷4区1（Ⅱ-5-68-1649）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌郡小平町字臼谷（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝上曙町2（Ⅲ-7-56-692）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町字滝ノ上原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝上濁川1（Ⅰ-7-118-2612）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町渚滑川（字オシラネツ原野地先）（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
滝上濁川2 (I-7-119-2613)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字オシラネツ原野 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
滝上濁川3 (II-7-136-1983)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字オシラネツ原野 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
滝上栄町6 (III-7-59-695)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字滝ノ上原野、字サクルー原野、渚滑川 (字滝ノ上原野地先) (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
白鳥沢川 (II-73-0290)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字シラトリマップ (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
滝美3の沢川 (III-73-013)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字滝ノ上原野、字シラトリマップ (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
滝上曙町1 (III-7-55-691)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字上渚滑原野 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
滝上旭町4 (II-7-137-1984)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字滝ノ上原野、渚滑川 (字滝ノ上原野地先) (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
滝上滝美町 (II-7-138-1985)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字滝ノ上市街地四条通2丁目、渚滑川 (字滝ノ上市街地四条通2丁目地先) (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
滝上曙町3 (III-7-57-693)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字滝ノ上原野 (次の図のとおり)

<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 道の駅沢川（Ⅰ-73-0250）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町字滝ノ上原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝上幸町1（Ⅰ-7-128-2622）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町幸町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝上栄町1（Ⅰ-7-129-2623）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝上栄町2（Ⅱ-7-140-1987）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>	<p>次の図のとおり</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝上栄町3（Ⅱ-7-141-1988）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝上栄町4（Ⅱ-7-142-1989）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝上栄町5（Ⅲ-7-58-694）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝上幸町2（Ⅲ-7-60-696）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝上幸町3（Ⅲ-7-61-697）</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 霊園左の沢川（Ⅱ-73-0420）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝上元町6（Ⅱ-7-139-1986）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝上旭町1（Ⅰ-7-122-2616）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町字滝ノ上原野、字オシラネツプ原野、渚滑川（字滝ノ上原野地先）（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝上旭町2（Ⅰ-7-123-2617）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町字滝ノ上原野、渚滑川（字滝ノ上原野地先）（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝上旭町3（Ⅰ-7-125-2619）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野、字滝ノ上市街地一条通1丁目、シュウトルマップ川（字滝ノ上市街地一条通1丁目地先）（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝上元町1（Ⅰ-7-120-2614）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町字上渚滑原野、渚滑川（字上渚滑原野地先）（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝上元町2（Ⅰ-7-121-2615）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町字上渚滑原野、渚滑川（字上渚滑原野地先）（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝上元町3（Ⅰ-7-124-2618）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡滝上町字サクルー原野、字滝ノ上市街地士別通1丁目から4丁目まで（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
滝上元町4 (I-7-126-2620)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字サクルー原野 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
滝上元町5 (I-7-127-2621)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字サクルー原野 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
溪谷橋の沢川 (I-73-0460)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡滝上町字上渚滑原野、渚滑川 (字上渚滑原野地先) (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
7線沢川 (II-75-1330)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町白滝支湧別、紋別郡遠軽町白滝上支湧別 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三十四号左の沢川 (II-75-1350)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町白滝上支湧別 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
菊地の沢川 (II-75-1370)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町白滝上支湧別 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
生田原生田原 (I-7-113-2607)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町生田原 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
伊吹沢川 (II-75-1100)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町生田原伊吹 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
西6線川 (I-75-1110)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

<p>紋別郡遠軽町生田原岩戸（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大沢の沢川（Ⅱ-75-1120）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町生田原豊原、紋別郡遠軽町生田原安国（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 遠軽岩見通北5丁目（Ⅰ-7-107-2601）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町岩見通北5丁目及び6丁目、丸大（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 遠軽宮前町3（Ⅰ-7-108-2602）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町宮前町、西町1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 遠軽西町1丁目（Ⅰ-7-109-2603）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町西町1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 遠軽岩見通北4丁目（Ⅰ-7-122-1969）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町岩見通北4丁目及び5丁目、丸大（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 遠軽宮前町2（Ⅱ-7-123-1970）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町宮前町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 遠軽宮前町1（Ⅲ-7-49-685）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町宮前町、丸大（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 市瀬の沢川（Ⅱ-75-1020）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町向遠軽（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>西塚の沢川（Ⅱ-75-1600）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町美山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 舞茸の沢川（Ⅱ-75-1610）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町美山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 朝日の沢川（Ⅱ-75-1620）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町美山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 竹内の沢川（Ⅱ-75-1630）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町見晴、社名淵（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 コの沢川（Ⅱ-75-1640）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町留岡（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ケの沢川（Ⅱ-75-1650）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町留岡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 遠軽西町2丁目2（Ⅰ-7-110-2604）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町西町2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 遠軽丸大3（Ⅰ-7-111-2605）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町丸大、西町3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 遠軽豊里（Ⅰ-7-112-2606）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町豊里、清川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 次の図のとおり
- 70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
遠軽丸大1 (Ⅱ-7-124-1971)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸大、西町3丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
遠軽丸大2 (Ⅱ-7-125-1972)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸大、西町3丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
遠軽西町2丁目1 (Ⅲ-7-50-686)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町西町2丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
服部の沢川 (Ⅱ-75-1170)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町湯の里(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
佐藤川 (Ⅱ-75-1550)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町栄野(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
見晴沢川 (Ⅱ-75-1560)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町清川(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
見晴右の沢川 (Ⅱ-75-1570)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町西町3丁目、丸大(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
西町沢川 (Ⅰ-75-1580)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町西町2丁目、丸大(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
開成左の沢 (Ⅱ-72-0260)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市開成(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

<p>土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>79(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 開成神社の沢（Ⅱ-72-0280）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>80(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 開成2の沢（Ⅲ-72-013）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市開成（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>81(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見南丘1（Ⅱ-7-98-1945）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市南丘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>82(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見南丘3（Ⅱ-7-100-1947）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市南丘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>83(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見南丘4（Ⅲ-7-39-675）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市南丘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>84(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南丘1の沢（Ⅱ-72-0190）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市南丘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>85(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森林公園下の沢（Ⅱ-72-0210）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市南丘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>86(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南丘2の沢左2の沢（Ⅲ-72-012）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市南丘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>87(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 温泉の沢川（Ⅰ-75-1150）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

紋別郡遠軽町湯の里（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第173号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年3月10日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項一般社団法人苫小牧風花の会の事項中「苫小牧市役所地下売店」を「苫小牧市役所売店」に改め、同項新おたる農業協同組合の事項を削る。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第8号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月10日

北海道空知総合振興局長 金田 幸一

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
(1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。） 一式
(2) 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり カラー 9,300枚
モノクロ 13,200枚

2 落札を決定した日
平成29年3月1日

3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社大和商会
(2) 住所 岩見沢市6条東3丁目

4 落札金額
基本料金 100円
カラー 1枚から5,000枚まで 1枚当たり 4.26円
5,001枚以上 1枚当たり 4.26円

モノクロ1枚から5,000枚まで 1枚当たり 0.57円
5,001枚以上 1枚当たり 0.57円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成29年1月27日付け北海道空知総合振興局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道空知総合振興局森林室管理課
(2) 所在地 岩見沢市北2条西12丁目1番7号

北海道渡島総合振興局告示第45号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月10日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正行

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
(1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式
(2) 調達台数及び調達予定数量 4台及び1月当たり103,400枚

2 落札を決定した日
平成29年2月28日

3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社上磯事務器
(2) 住所 北斗市中央2丁目3番1号

4 落札金額
基本料金 100円
複写料金 0.62円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成29年2月3日付け北海道渡島総合振興局告示第11号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

道教育庁教育局告示

北海道教育庁オホーツク教育局告示第16号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年3月10日

北海道教育庁オホーツク教育局長 松本邦由

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 平成29年3月10日に一般競争入札の公告を行うオホーツク管内道立学校で使用する電力の需給契約

(2) 資格 オホーツク管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第3号に規定する小売電気事業者であって、次のいずれにも該当する者

(ア) 平成27年4月1日前に電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条の規定による改正前の電気事業法第16条の2第1項の規定による届出をした者

(イ) 電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の電気事業法第2条第7号に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給を1年以上行った者

イ 電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者

(2) 1の(1)に定める契約の開始日から送電をすることが可能である者

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者（同法第2条第1項に規定する電気事業者をいう。）

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成29年3月10日（金）から同年4月14日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律

（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（最終日のみ午後1時まで）の間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、オホーツク教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目

(3) 電話番号 0152-41-0785

北海道教育庁オホーツク教育局告示第17号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年3月10日

北海道教育庁オホーツク教育局長 松本邦由

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア オホーツク管内道立学校で使用する電力

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）29校 合計1,819kW

(イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）29校 合計3,911,281kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道教育庁オホーツク教育局告示第16号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階3号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成29年4月25日（火）午前10時（送付による場合は、同月24日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、北海道教育庁オホーツク教育局のホームページ (<http://www.dokyoioi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>) においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
イ 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
ウ 電話番号 0152-41-0785

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Okhotsk Prefectural School
- a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,819 kW
- b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,911,281 kWh
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 25, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 24, 2017)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District Bureau of Education, Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan
Phone : 0152-41-0785

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成29年3月10日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第140号

取消処分者講習実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月10日

北海道警察本部長 北 村 博 文

取消処分者講習実施規程等の一部を改正する規程

（取消処分者講習実施規程の一部改正）

第1条 取消処分者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「特定後写鏡条件」を「特定後写鏡等条件（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等を使用すべきこととする条件をいう。）」に、「特定後写鏡を」を「当該特定後写鏡等を」に改める。

第17条中「第13条の2第2項」を「第13条の2第3項」に改める。

第18条第1項及び第2項中「第13条の2第4項」を「第13条の2第5項」に改める。

（初心運転者講習実施規程の一部改正）

第2条 初心運転者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「講習対象者は」の次に「、準中型免許」を加える。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 準中型免許に係る講習車両は教習用車両と同程度の準中型自動車（貨物自動車に限る。次項において同じ。）とし、普通免許に係る講習車両は教習用車両と同程度の普通自動車とする。この場合において、特定後写鏡等条件（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等を使用すべきこととする条件をいう。）が付されている者に対しては、併せて当該特定後写鏡等を、準中型自動車にあつては車室外、普通自動車にあつては車室内において、それぞれ使用するものとする。

第4条第1項第2号中「（昭和35年総理府令第60号）」を削り、同条第2項中「規定する」の次に「準中型自動車及び」を加え、同条第3項中「地上0.4メートル以上、1.2メートル以下の位置に」を削り、「後方）」の次に「から見やすいよう」を加える。

第6条を次のように改める。

（講習の回数）

第6条 講習は、おおむね月2回以上実施するものとする。ただし、受講者の利便、講習の適正な実施の確保等を考慮して公安委員会が相当と認めるときは、この限りでない。

第11条第4項中「ともに、」の次に「準中型自動車及び」を加える。

第14条第1項前段中「（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）」を削り、同条第3項中「印刷物」を「書面」に改める。

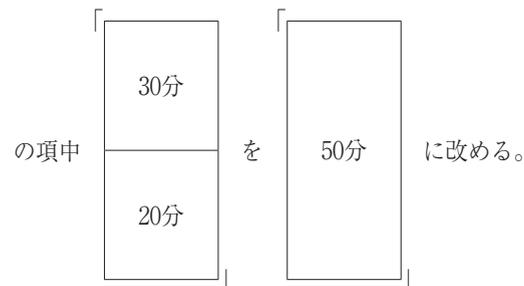
第17条第1号中「講習時間内（）」の次に「準中型免許、」を加える。

別表初心運転者講習実施基準（普通車・大型二輪車・普通二輪車）の表2の項中「普通
30分

車」を「準中型車及び普通車」に、 を「60分」に改め、同表3の項中「普通車」

30分」

を「準中型車及び普通車」に改め、同表を別表初心運転者講習実施基準（準中型車・普通車・大型二輪車・普通二輪車）の表とし、別表初心運転者講習実施基準（原付車）の表2



別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第12条関係）

初心運転者講習実施計画書（ 月分）

公安委員会 殿

年 月 日

指定講習機関

所在地

氏名又は名称



道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第6章の規定による初心運転者講習を次のとおり実施することとしたので、計画書を提出し、報告します。

実 施 月 日					講習予定 人員数	講 習 体 制					講習実施 責任者	備 考		
講習種別	月	日	開始 時間	終了 時間		運転習熟 指導員 (人)	適 性 指 導 員 (人)	講 習 車 両 台 数						
								準中型 (台)	普 通 (台)	大型二輪 (台)			普通二輪 (台)	原 付 (台)

備考1 実施計画は、月間計画とし、準中型車・普通車・大型二輪車・普通二輪車・原付車講習の区分をすること。

2 規格は、A列4番横長とする。

別記様式第4号中 「講習免許」 を 「免許の種類」 に改める。

別記様式第5号中 「講習の種類」 を 「免許の種類」 に改める。

別記様式第7号中 「講習別（普通 大型二輪 普通二輪 原付）」

講 習 状 況			
開 始	終 了	受講資格確認事項	終 了 証 書 番 号

 を

「講習別（準中型 普通 大型二輪 普通二輪 原付）」

講 習 状 況			終 了 証 書 番 号
開 始	終 了	受講資格確認事項	

 に改める。

別記様式第9号中 「講習の種類」 を 「免許の種類」 に改める。

別記様式第10号中

技能講習	普通車	台
	大型二輪車	台
	普通二輪車	台

 を

使用車両	原付車	台
------	-----	---

技能講習	準中型車	台
	普通車	台
使用車両	大型二輪車	台
	普通二輪車	台
	原付車	台

に改める。

(原付講習実施規程の一部改正)

第3条 原付講習実施規程(平成5年北海道警察本部告示第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「ビデオ」を「DVD」に改める。

第7条第2項中「第33条の6第4項」を「第33条の6第3項」に、「ちょう付させる」を「貼付させる」に改める。

第10条第1項中「第38条第15項」を「第38条第16項」に改める。

別表1受付の項中「クラス、」を削り、同表安全運転の知識の項中「ビデオ」を「DVD」に改め、同表閉講の項中「受講済証明書」を「終了証明書」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表2開講の表3の項中「被らない」を「かぶらない」に、「安全マーク等のある」を「PS(C)マークかJISマークの付いた」に、「被らせる」を「かぶらせる」に、「被らせない」を「かぶらせない」に改め、別表2基本操作の表1の項中「やらせる」を「行わせる」に改め、同表2の項中「ひじ」を「肘」に、「抜き」を「抜いて僅かに曲げ」に、「しっかり」を「軽く」に、「ひざ」を「膝」に、「爪先」を「足先」に、「内また」を「内もも」に、「はさませる」を「挟ませる」に改め、同表3の項中「すばやく」を「素早く」に改め、別表2基本走行の表1の項中「すばやく」を「素早く」に改め、同表7の項中「動かしてみる」を「動かして見る」に改め、別表2応用走行の表2の項中「ゆるやかに」を「緩やかに」に改め、同表3の項中「ゆるやかに」を「緩やかに」に、「だす」を「出す」に、「左側端による」を「左側端に寄る」に改め、同表4の項中「ゆずる」を「譲る」に改め、同表5の項中「右方向」を「右後方」に、「ゆるやかに」を

「緩やかに」に改め、別表2安全運転の知識の表1の項中「結果に基づき現場指導する」を「安全指導する」に改め、別表2閉講の表中「受講済証明書」を「終了証明書」に改める。

(違反者講習実施規程の一部改正)

第4条 違反者講習実施規程(平成10年北海道警察本部告示第87号)の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「違反者講習」を「講習」に、「以下「交通部長」を「第19条第2項において「交通部長」に改め、「自動車等の構造見本及び」を削る。

第5条第1項第1号中「又は中型免許」を「、中型免許又は準中型免許」に改め、同条第3項中「特定後写鏡条件」を「特定後写鏡等条件(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等を使用すべきこととする条件をいう。)」に、「特定後写鏡を」を「当該特定後写鏡等を」に改める。

第12条第1項中「(昭和35年総理府令第60号)」を削り、「以下」を「次項及び第14条において」に改める。

別表1四輪運転者用の表中

6 安全運転の基礎知識	<p>(1) 安全な運転 自動車の構造、性能、走行中の物理法則等を説明し、安全な運転について理解させる。</p> <p>(2) 防衛運転 他人(運転者・歩行者等)が危険な行動をした場合に、未然に事故を防止できる防衛運転について説明する。</p> <p>(3) 人間の感覚と判断力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。</p> <p>(4) 高速運転(スピード)危険性 速度感覚及び速度と停止距離について、具体的な資料を示して説明するとともに、道路環境、気象条件等に応じた安全な速度についても併せて説明する。</p>	<p>講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。</p>
7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	<p>(1) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 座席ベルトの着用については、高速道路に限らず、一般道路に</p>	<p>○ 講習科目7の細目は、交通事故の発生状況、原因、</p>

	<p>おいても習慣づけられるようにその効果等を具体的事例に基づいて説明する。</p> <p>イ 運転操作 正しい運転姿勢、ハンドル・ブレーキ操作等について説明する。</p> <p>ウ 進路変更 みだりに進路変更しないことを基本に、安全の確認と正しい合図による進路変更の方法を説明する。</p> <p>(2) 歩行者等の保護 歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。</p> <p>(3) 車間距離 天候、路面状態、走行速度等を考えた車間距離の保持について説明する。</p> <p>(4) 追越し 追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。</p> <p>(5) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。</p> <p>(6) 駐車と停車 違法な駐・停車の危険性及び迷惑性を説明する。</p> <p>(7) 危険な場所等での通行 カーブ、トンネル、夜間及び悪天候時における危険予測並びに事故防止について説明する。 冬道の危険性及び安全運転について説明する。</p> <p>(8) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。</p> <p>(9) 二輪車に対する注意 二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、四輪車の側で注意</p>	<p>特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。</p>			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1212 164 1402 229"></td> <td data-bbox="1402 164 1786 229">すべき事項を説明する。 (10) 事故と故障時の措置</td> <td data-bbox="1786 164 1969 328"></td> <td data-bbox="1969 164 2130 328"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1212 229 1402 328">8 構造取扱いの知識</td> <td data-bbox="1402 229 1786 328">安全運転に必要な構造取扱い並びに日常点検の必要性、点検項目及び点検要領を説明する。</td> <td data-bbox="1786 229 1969 328"></td> <td data-bbox="1969 229 2130 328"></td> </tr> </table>		すべき事項を説明する。 (10) 事故と故障時の措置			8 構造取扱いの知識	安全運転に必要な構造取扱い並びに日常点検の必要性、点検項目及び点検要領を説明する。			<p>を</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1212 328 1402 1018">6 安全運転の基礎知識</td> <td data-bbox="1402 328 1786 1018"> <p>(1) 安全な運転 自動車の構造、性能、走行中の物理法則等を説明し、安全な運転について理解させる。</p> <p>(2) 防衛運転 他人（運転者・歩行者等）が危険な行動をした場合に、未然に事故を防止できる防衛運転について説明する。</p> <p>(3) 人間の感覚と判断能力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。</p> <p>(4) 高速運転（スピード）危険性 速度感覚及び速度と停止距離について、具体的な資料を示して説明するとともに、道路環境、気象条件等に応じた安全な速度についても併せて説明する。</p> </td> <td data-bbox="1786 328 1969 1018"></td> <td data-bbox="1969 328 2130 1018"></td> </tr> </table>	6 安全運転の基礎知識	<p>(1) 安全な運転 自動車の構造、性能、走行中の物理法則等を説明し、安全な運転について理解させる。</p> <p>(2) 防衛運転 他人（運転者・歩行者等）が危険な行動をした場合に、未然に事故を防止できる防衛運転について説明する。</p> <p>(3) 人間の感覚と判断能力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。</p> <p>(4) 高速運転（スピード）危険性 速度感覚及び速度と停止距離について、具体的な資料を示して説明するとともに、道路環境、気象条件等に応じた安全な速度についても併せて説明する。</p>			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1212 1018 1402 1476">7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法</td> <td data-bbox="1402 1018 1786 1476"> <p>(1) 日常点検要領 日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。</p> <p>(2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 座席ベルトの着用については、高速道路に限らず、一般道路においても習慣づけられるようにその効果等を具体的事例に基づいて説明する。 イ 運転操作 正しい運転姿勢、ハンドル・ブレーキ操作等について説明する。 ウ 進路変更</p> </td> <td data-bbox="1786 1018 1969 1476">講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。</td> <td data-bbox="1969 1018 2130 1476"></td> </tr> </table>	7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	<p>(1) 日常点検要領 日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。</p> <p>(2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 座席ベルトの着用については、高速道路に限らず、一般道路においても習慣づけられるようにその効果等を具体的事例に基づいて説明する。 イ 運転操作 正しい運転姿勢、ハンドル・ブレーキ操作等について説明する。 ウ 進路変更</p>	講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。	
	すべき事項を説明する。 (10) 事故と故障時の措置																						
8 構造取扱いの知識	安全運転に必要な構造取扱い並びに日常点検の必要性、点検項目及び点検要領を説明する。																						
6 安全運転の基礎知識	<p>(1) 安全な運転 自動車の構造、性能、走行中の物理法則等を説明し、安全な運転について理解させる。</p> <p>(2) 防衛運転 他人（運転者・歩行者等）が危険な行動をした場合に、未然に事故を防止できる防衛運転について説明する。</p> <p>(3) 人間の感覚と判断能力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。</p> <p>(4) 高速運転（スピード）危険性 速度感覚及び速度と停止距離について、具体的な資料を示して説明するとともに、道路環境、気象条件等に応じた安全な速度についても併せて説明する。</p>																						
7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	<p>(1) 日常点検要領 日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。</p> <p>(2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 座席ベルトの着用については、高速道路に限らず、一般道路においても習慣づけられるようにその効果等を具体的事例に基づいて説明する。 イ 運転操作 正しい運転姿勢、ハンドル・ブレーキ操作等について説明する。 ウ 進路変更</p>	講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。																					

- みだりに進路変更しないことを基本に、安全の確認と正しい合図による進路変更の方法を説明する。
- (3) 歩行者等の保護
歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。
- (4) 車間距離
天候、路面状態、走行速度等を考えた車間距離の保持について説明する。
- (5) 追越し
追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。
- (6) 交差点通行
交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。
- (7) 駐車と停車
違法な駐・停車の危険性及び迷惑性を説明する。
- (8) 危険な場所等での通行
カーブ、トンネル、夜間及び悪天候時における危険予測並びに事故防止について説明する。
冬道の危険性及び安全運転について説明する。
- (9) 高速道路の通行
高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。
- (10) 二輪車に対する注意
二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、四輪車の側で注意すべき事項を説明する。
- (11) 事故と故障時の措置

に改め、同表中9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、別表1社会参加活動を含む講習の表中11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、別表1社会参加活動を含まない講習の表中11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、別表1二輪運転者用の表中

6 安全運転の基礎知識

- (1) 二輪車の特性
不安定性、露出性等の特性を理解させる。
- (2) 車種の選び方
体格、熟練度等に応じた車の選定が大切であることを理解させる。
- (3) 乗車用ヘルメットの着用
乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し正しい着用の習慣づけを図る。
- (4) 二輪車と物理の法則
制動距離の限界及びカーブと遠心力について説明する。
- (5) 人間の感覚と判断能力
人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。

講義

○ 大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車及び視聴覚教材等を使用する。

7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法

- (1) 走行の基本
ア ドライビング・スペースとポジション
他車等との安全な間隔、見やすいポジション等について説明する。
イ 防衛運転
二輪車事故の特徴との関連で、特に防衛運転に徹する必要性について説明する。
- (2) 歩行者等の保護
歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。
- (3) 速度と車間距離
天候及び路面状態に応じた速度コントロール並びに車間距離の保持について説明する。
- (4) 追越し
追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。
- (5) 交差点通行

<p>8 構造取扱いの知識</p>	<p>交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。</p> <p>(6) 夜間走行 夜間走行時の危険性及び安全運転について説明する。</p> <p>(7) 気象条件に合わせた運転 降雨、霧等の発生時における走行上の注意について説明する。</p> <p>(8) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。</p> <p>(9) 改造車の運転禁止 改造車の違法性、危険性及び迷惑性について説明する。</p> <p>安全運転に必要な構造取扱い並びに日常点検の必要性、点検項目及び点検要領を説明する。</p>		<p>法</p>	<p>(2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション 他車等との安全な間隔、見やすいポジション等について説明する。</p> <p>イ 防衛運転 二輪車事故の特徴との関連で、特に防衛運転に徹する必要性について説明する。</p> <p>(3) 歩行者等の保護 歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。</p> <p>(4) 速度と車間距離 天候及び路面状態に応じた速度コントロール並びに車間距離の保持について説明する。</p> <p>(5) 追越し 追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。</p> <p>(6) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。</p> <p>(7) 夜間走行 夜間走行時の危険性及び安全運転について説明する。</p> <p>(8) 気象条件に合わせた運転 降雨、霧等の発生時における走行上の注意について説明する。</p> <p>(9) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。</p> <p>(10) 改造車の運転禁止 改造車の違法性、危険性及び迷惑性について説明する。</p>	<p>発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。</p>
を			に改め、同表中9の項を8の項とし、10の項を9の項とする。		
<p>6 安全運転の基礎知識</p>	<p>(1) 二輪車の特性 不安定性、露出性等の特性を理解させる。</p> <p>(2) 車種の選び方 体格、熟練度等に応じた車の選定が大切であることを理解させる。</p> <p>(3) 乗車用ヘルメットの着用 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し正しい着用の習慣づけを図る。</p> <p>(4) 二輪車と物理の法則 制動距離の限界及びカーブと遠心力について説明する。</p> <p>(5) 人間の感覚と判断能力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。</p>		別表6札幌の部北海道安全運転学校の項中「夕張、三笠」を削り、同表旭川の部旭川安全運転学校の項中「沼田」を削る。		
<p>7 道路交通法令の知識及び安全運転の方</p>	<p>(1) 日常点検要領 日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。</p>	<p>○ 視聴覚教材等を使用する。</p> <p>○ 交通事故の</p>			

別記様式第19号注2の事項中「大型」の次に「・中型・準中型」を加える。

(停止処分者講習実施規程の一部改正)

第5条 停止処分者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「停止処分者講習」を「講習」に、「以下「交通部長」を「第18条において「交通部長」に改め、「自動車等の構造見本及び」を削る。

第6条第1項第1号中「又は中型免許」を「、中型免許又は準中型免許」に改め、同条第3項中「特定後写鏡条件」を「特定後写鏡等条件（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等を使用すべきこととする条件をいう。）」に、「特定後写鏡を」を「当該特定後写鏡等を」に改める。

第13条第3項中「（以下「講習指定書」という。）」を削り、「、講習指定書」を「、当該停止処分者講習指定書」に改め、「（昭和35年総理府令第60号）」を削る。

別表1短期講習（四輪運転者用）の表及び短期講習（二輪運転者用）の表を次のように改める。

短期講習（四輪運転者用）

講習科目	講習細目	講習方法	時間
1 開講	(1) 受講者の点呼 (2) 講師の自己紹介 (3) 講習教本等の配布 (4) 講習概要の説明 (5) 受講者の心得の説明 受講者の学習意欲を高める。		180分
2 運転適性についての診断と指導①	筆記による運転適性検査の実施 ○ ペーパーテスト（科警研編運転適性検査82-3）により実施する。 ○ 診断結果に基づき運転適性と性格的傾向について説明し、安全運転の心構えを指導する。	個別的指導 ○ 視聴覚教材等を使用する。	
3 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 道路交通障害の現状 本道及び地域の交通事故、渋滞、積雪による障害、生活環境の侵害（交通公害、違法駐車、暴走行為等）の発生状況等について説明する。 (2) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 本道及び地域の運転者に起因する交通事故の発生状況、原因、特	講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づき受講者の身近な事実によって実	

徴的傾向等について、重大事故事例及び本道の季節的特殊事情と併せて説明する。

(3) 交通事故の惨状
交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で説明する。

感として感得させる。

4 運転者の社会的立場

(1) 運転免許の意義
運転免許の取得に伴い、運転者としての責任と義務が生ずることを説明する。
(2) 運転者の社会的責任
運転者に対する社会の要望は、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えることのない安全運転であることを理解させる。
(3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任
社会的な非難を受け、かつ、刑事上、行政上及び民事上の責任を問われることを事例等も含めて説明する。

講義
○ 視聴覚教材等を使用する。

5 安全運転の心構え

(1) 安全運転の基本的考え方
人命の尊さを説明するとともに、交通ルールを正しく理解し、実践することが運転者として大切な義務であることを説明する。
(2) 安全運転の実践
交通状況に応じた安全運転の実践方法について、具体的事例を用いて説明する。
(3) 事故防止のポイント
本道において発生した交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5種から7種までを抽出し、事故防止のポイントを説明する。
○ 注意力の集中
○ ゆずり合いの気持ちの保持
○ 「かもしれない」運転の励行
○ 「だろー運転」は交通事故の原因
○ 良好な心身の状態の保持

<p>6 安全運転の基礎知識</p>	<p>○ 運転技能を過信しない運転</p> <p>(1) 安全な運転 自動車の構造、性能、走行中の物理法則等を説明し、安全な運転について理解させる。</p> <p>(2) 防衛運転 他人（運転者・歩行者等）が危険な行動をした場合に、未然に事故を防止できる防衛運転について説明する。</p> <p>(3) 人間の感覚と判断力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。</p> <p>(4) 高速運転（スピード）危険性 速度感覚及び速度と停止距離について、具体的な資料を示して説明するとともに、道路環境、気象条件等に応じた安全な速度についても併せて説明する。</p>					<p>方法を説明する。</p> <p>(4) 車間距離 天候、路面状態、走行速度等を考えた車間距離の保持について説明する。</p> <p>(5) 追越し 追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。</p> <p>(6) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。</p> <p>(7) 駐車と停車 違法な駐・停車の危険性及び迷惑性を説明する。</p> <p>(8) 危険な場所等での通行 ○ カーブ、トンネル、夜間及び悪天候時における危険予測並びに事故防止について説明する。 ○ 冬道の危険性及び安全運転について説明する。</p> <p>(9) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。</p> <p>(10) 二輪車に対する注意 二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、四輪車の側で注意すべき事項を説明する。</p> <p>(11) 事故と故障時の措置</p>		
<p>7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法</p>	<p>(1) 日常点検要領 日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。</p> <p>(2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 座席ベルトの着用については、高速道路に限らず、一般道路においても習慣づけられるように、その効果等を具体的事例に基づいて説明する。 イ 運転操作 正しい運転姿勢、ハンドル・ブレーキ操作等について説明する。 ウ 進路変更 みだりに進路変更しないことを基本に、安全の確認と正しい合図による進路変更の方法を説明する。</p> <p>(3) 歩行者等の保護 歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避</p>	<p>講義</p> <p>○ 視聴覚教材等を使用する。</p> <p>○ 交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。</p>			<p>8 事故事例研究に基づく安全運転の方法</p> <p>身近な事故事例を素材として発表させたり、事故の原因となる危険行為等を考えさせ、正しい運転方法を理解させる。</p>	<p>発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）</p>	<p>個別的指導</p> <p>○ 視聴覚教材等を使用する。</p>	<p>120分</p>
					<p>9 運転適性についての診断と指導②</p>	<p>運転適性検査器材の使用による診断と指導</p> <p>○ 診断結果に基づき、運転適性について説明し、安全運転の心構えを指導する。</p> <p>○ 運転適性検査器材（動体視力、夜間視力検査器材等）を使用して実施する。</p>		
					<p>10 運転適性に</p>	<p>(1) 実車時の事故防止</p>	<p>実技</p>	

についての診断と指導③	<p>実習に当たっては、シートベルトを必ず着用させるほか、履物等乗車に適した準備をさせる。</p> <p>(2) 実車による診断と指導 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転の癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p> <p>(3) 運転シュミレーター操作による診断と指導 運転シュミレーターを操作させ、交通事故や危険場面等について疑似体験させることにより、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p>	<p>○ 自動車、運転シュミレーター及び視聴覚教材等を使用する。</p> <p>○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。</p>	
11 面接指導	<p>(1) 本人の違反歴並びに運転適性検査と実車指導の結果を照合して、特に個々の指導が必要であると認められる者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。</p> <p>(2) その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。</p>	個別的指導（適宜ディスカッション方式をとる。）	30分
12 考査	講習内容の習得状況を確認するため、正誤式の問題40問により実施し、終了後に説明する。		30分

備考1 休憩時間は、講習時間以外に適當時間を設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シュミレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シュミレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略し、それぞれ省略した時間を充てることができる。

3 「実車による診断と指導」を行う場合には、診断結果に基づき別に定める運転行動診断票を作成するものとする。

短期講習（二輪運転者用）

講習科目	講習細目	講習方法	時間
------	------	------	----

1 開講	<p>(1) 受講者の点呼</p> <p>(2) 講師の自己紹介</p> <p>(3) 講習教本等の配布</p> <p>(4) 講習概要の説明</p> <p>(5) 受講者の心得の説明 受講者の学習意欲を高める。</p>		90分
2 運転適性についての診断と指導①	<p>筆記による運転適性検査の実施</p> <p>○ ペーパーテスト（科警研編運転適性検査82-3）により実施する。</p> <p>○ 診断結果に基づき運転適性と性格的傾向について説明し、安全運転の心構えを指導する。</p>	個別的指導 ○ 視聴覚教材等を使用する。	
3 道路交通の現状と交通事故の実態	<p>(1) 道路交通障害の現状 本道及び地域の交通事故、渋滞、積雪による障害、生活環境の侵害（交通公害、違法駐車、暴走行為等）の発生状況等について説明する。</p> <p>(2) 二輪車事故の実態及び特徴 本道及び地域の二輪車による交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等について、重大事故事例及び本道の季節的特殊事情と併せて説明する。</p> <p>(3) 交通事故の惨状 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で説明する。</p>	講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づき受講者の身近な事実によって実感として感得させる。	
4 運転者の社会的立場	<p>(1) 運転免許の意義 運転免許の取得に伴い、運転者としての責任と義務が生ずることを説明する。</p> <p>(2) 運転者の社会的責任 運転者に対する社会の要望は、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えることのない安全運転であることを理解させる。</p> <p>(3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任 社会的な非難を受け、かつ、刑事上、行政上及び民事上の責任を問われることを事例等も含めて説</p>	講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。	

5 安全運転の心構え	<p>明する。</p> <p>(1) 安全運転の基本的考え方 人命の尊さを説明するとともに、交通ルールを正しく理解し、実践することが運転者として大切な義務であることを説明する。</p> <p>(2) 安全運転の実践 交通状況に応じた安全運転の実践方法について、具体的事例を用いて説明する。</p> <p>(3) 事故防止のポイント 本道において発生した交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5種から7種までを抽出し、事故防止のポイントを説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 注意力の集中 ○ ゆずり合いの気持ちの保持 ○ 「かもしれない」運転の励行 ○ 「だろー運転」は交通事故の原因 ○ 良好な心身の状態の保持 ○ 運転技能を過信しない運転 				<p>令の知識及び安全運転の方法</p>	<p>日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。</p> <p>(2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション 他車等との安全な間隔、見やすいポジション等について説明する。</p> <p>イ 防衛運転 二輪車事故の特徴との関連で、特に防衛運転に徹する必要性について説明する。</p> <p>(3) 歩行者等の保護 歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。</p> <p>(4) 速度と車間距離 天候及び路面状態に応じた速度コントロール並びに車間距離の保持について説明する。</p> <p>(5) 追越し 追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。</p> <p>(6) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。</p> <p>(7) 夜間走行 夜間走行時の危険性及び安全運転について説明する。</p> <p>(8) 気象条件に合わせた運転 降雨、霧等の発生時における走行上の注意について説明する。</p> <p>(9) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。</p> <p>(10) 改造車の運転禁止 改造車の違法性、危険性及び迷惑性について説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。 	
6 安全運転の基礎知識	<p>(1) 二輪車の特性 不安定性、露出性等の特性を理解させる。</p> <p>(2) 車種の選び方 体格、熟練度等に応じた車の選定が大切であることを理解させる。</p> <p>(3) 乗車用ヘルメットの着用 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。</p> <p>(4) 二輪車と物理の法則 制動距離の限界及びカーブと遠心力について説明する。</p> <p>(5) 人間の感覚と判断力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。</p>		90分					
7 道路交通法	(1) 日常点検要領	講義			8 事故事例研究に基づく安全運転の方法	身近な事故事例を素材として発表させたり、事故の原因となる危険行為等を考えさせ、正しい運転方法を	発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	120分

	理解させる。									
9 運転適性についての診断と指導②	<p>運転適性検査器材の使用による診断と指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 診断結果に基づき、運転適性について説明し、安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材（動体視力、夜間視力検査器材等）を使用して実施する。 	<p>個別的指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視聴覚教材等を使用する。 					○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。			
10 運転適性についての診断と指導③	<p>(1) 実車による診断と指導</p> <p>実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転の癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p> <p>ア 日常点検</p> <p>運行前の点検ポイントを説明する。</p> <p>イ 乗車姿勢</p> <p>乗車姿勢の基本を説明する。</p> <p>ウ 基本走行</p> <p>(ア) 発進要領</p> <p>(イ) 低速走行及び通常走行</p> <p>(ウ) 停止要領</p> <p>エ 応用走行</p> <p>(ア) 制動訓練</p> <p>(イ) コーナーリング訓練</p> <p>(ウ) スラローム走行等の訓練</p> <p>(2) 運転シュミレーター操作による診断と指導</p> <p>運転シュミレーターを操作させ、交通事故や危険場面等について疑似体験させることにより、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p>	<p>実技</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車、運転シュミレーター及び視聴覚教材等を使用する。 ○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、できる限り手袋、衣服及び履物についても乗車に適した準備をさせて実施する。 ○ 速度30キロメートル毎時速度で走行させ、正しい基本走行を修得させる。 ○ 運転技能を診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 								
11 面接指導								<p>(1) 本人の違反歴並びに運転適性検査と実車指導の結果を照合して、特に個々の指導が必要であると認められる者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。</p> <p>(2) その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。</p>	<p>個別的指導（適宜ディスカッション方式をとる。）</p>	30分
12 考査								<p>講習内容の習得状況を確認するため、正誤式の問題40問により実施し、終了後に説明する。</p>		30分

- 備考1 休憩時間は、講習時間以外に適當時間を設けること。
- 2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シュミレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シュミレーターの操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略し、それぞれ省略した時間を充てることができる。
- 3 「実車による診断と指導」を行う場合には、診断結果に基づき別に定める運転行動診断票を作成するものとする。

別表1 中期講習（四輪運転者用）1日目の表中

6 安全運転の基礎知識	<p>(1) 安全な運転</p> <p>自動車の構造、性能、走行中の物理法則等を説明し、安全な運転について理解させる。</p> <p>(2) 防衛運転</p> <p>他人（運転者・歩行者等）が危険な行動をした場合に、未然に事</p>	<p>講義</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視聴覚教材等を使用する。 	150分
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------	------

7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	<p>故を防止できる防衛運転について説明する。</p> <p>(3) 人間の感覚と判断力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。</p> <p>(4) 高速運転（スピード）の危険性 速度感覚及び速度と停止距離について、具体的な資料を示して説明するとともに、道路環境、気象条件等に応じた安全な速度についても併せて説明する。</p> <p>(1) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 座席ベルトの着用については、高速道路に限らず、一般道路においても習慣づけられるように、その効果等を具体的事例に基づいて説明する。 イ 運転操作 正しい運転姿勢、ハンドル・ブレーキ操作等について説明する。 ウ 進路変更 みだりに進路変更しないことを基本に、安全の確認と正しい合図による進路変更の方法を説明する。</p> <p>(2) 歩行者等の保護 歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。</p> <p>(3) 車間距離 天候、路面状態、走行速度等を考えた車間距離の保持について説明する。</p> <p>(4) 追越し 追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。</p> <p>(5) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予</p>	○ 講習科目7の細目は、交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。	8 構造取扱いの知識	安全運転に必要な構造取扱い並びに日常点検の必要性、点検項目及び点検要領を説明する。	
	<p>測について説明する。</p> <p>(6) 駐車と停車 違法な駐・停車の危険性及び迷惑性を説明する。</p> <p>(7) 危険な場所等での通行 ○ カーブ、トンネル、夜間及び悪天候時における危険予測並びに事故防止について説明する。 ○ 冬道の危険性及び安全運転について説明する。</p> <p>(8) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。</p> <p>(9) 二輪車に対する注意 二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、四輪車側で注意すべき事項を説明する。</p> <p>(10) 事故と故障時の措置</p>				
6 安全運転の基礎知識				<p>(1) 安全な運転 自動車の構造、性能、走行中の物理法則等を説明し、安全な運転について理解させる。</p> <p>(2) 防衛運転 他人（運転者・歩行者等）が危険な行動をした場合に、未然に事故を防止できる防衛運転について説明する。</p> <p>(3) 人間の感覚と判断力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。</p> <p>(4) 高速運転（スピード）の危険性 速度感覚及び速度と停止距離について、具体的な資料を示して説明するとともに、道路環境、気象</p>	150分

<p>7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法</p>	<p>条件等に応じた安全な速度についても併せて説明する。</p> <p>(1) 日常点検要領 日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。</p> <p>(2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 座席ベルトの着用については、高速道路に限らず、一般道路においても習慣づけられるように、その効果等を具体的事例に基づいて説明する。 イ 運転操作 正しい運転姿勢、ハンドル・ブレーキ操作等について説明する。 ウ 進路変更 みだりに進路変更しないことを基本に、安全の確認と正しい合図による進路変更の方法を説明する。</p> <p>(3) 歩行者等の保護 歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。</p> <p>(4) 車間距離 天候、路面状態、走行速度等を考えた車間距離の保持について説明する。</p> <p>(5) 追越し 追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。</p> <p>(6) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。</p> <p>(7) 駐車と停車 違法な駐・停車の危険性及び迷惑性を説明する。</p> <p>(8) 危険な場所等での通行 ○ カーブ、トンネル、夜間及び悪天候時における危険予測並びに事故防止について説明する。</p>	<p>講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。</p>			<p>○ 冬道の危険性及び安全運転について説明する。</p> <p>(9) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。</p> <p>(10) 二輪車に対する注意 二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、四輪車の側で注意すべき事項を説明する。</p> <p>(11) 事故と故障時の措置</p>			
<p>に改め、同表中9の項を8の項とし、10の項を8の項とし、別表1中期講習（四輪運転者用）2日目の表3の項中</p>					<p>(1) 実車による診断と指導 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転の癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p> <p>(2) 運転シュミレーター操作による診断と指導 運転シュミレーターを操作させ、交通事故や危険場面等について疑似体験させることにより、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p>	<p>(1) 実車時の事故防止 実習に当たっては、シートベルトを必ず着用させるほか、履物等乗車に適した準備をさせる。</p> <p>(2) 実車による診断と指導 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転の癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p> <p>(3) 運転シュミレーター操作による診断と指導 運転シュミレーターを操作させ、交通事故や危険場面等について疑似体験させることにより、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p>	<p>に</p>	
<p>改め、別表1中期講習（二輪運転者用）1日目の表中</p>					<p>6 安全運転の基礎知識</p>	<p>(1) 二輪車の特性 不安定性、露出性等の特性を理解させる。</p> <p>(2) 車種の選び方 体格、熟練度等に応じた車の選定が大切であることを理解させる。</p> <p>(3) 乗車用ヘルメットの着用 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい</p>	<p>講義 ○ 大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車及び視聴覚教材等を使用する。</p>	

	<p>歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。</p> <p>(4) 速度と車間距離 天候及び路面状態に応じた速度コントロール並びに車間距離の保持について説明する。</p> <p>(5) 追越し 追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。</p> <p>(6) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。</p> <p>(7) 夜間走行 夜間走行時の危険性及び安全運転について説明する。</p> <p>(8) 気象条件に合わせた運転 降雨、霧等の発生時における走行上の注意について説明する。</p> <p>(9) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。</p> <p>(10) 改造車の運転禁止 改造車の違法性、危険性及び迷惑性について説明する。</p>				<p>特性、飲酒等による影響を含めて説明する。</p> <p>(4) 高速運転（スピード）の危険性 速度感覚及び速度と停止距離について、具体的な資料を示して説明するとともに、道路環境、気象条件等に応じた安全な速度についても併せて説明する。</p>		
				<p>7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法</p>	<p>(1) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 座席ベルトの着用については、高速道路に限らず、一般道路においても習慣づけられるように、その効果等を具体的事例に基づいて説明する。 イ 運転操作 正しい運転姿勢、ハンドル・ブレーキ操作等について説明する。 ウ 進路変更 みだりに進路変更しないことを基本に、安全の確認と正しい合図による進路変更の方法を説明する。</p> <p>(2) 歩行者等の保護 歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。</p> <p>(3) 車間距離 天候、路面状態、走行速度等を考えた車間距離の保持について説明する。</p> <p>(4) 追越し 追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。</p> <p>(5) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。</p> <p>(6) 駐車と停車 違法な駐・停車の危険性及び迷惑性を説明する。</p> <p>(7) 危険な場所等での通行</p>	<p>○ 講習科目7の細目は、交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。</p>	

に改め、同表中9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、別表1長期講習（四輪運転者用）1日目の表中

<p>6 安全運転の基礎知識</p>	<p>(1) 安全な運転 自動車の構造、性能、走行中の物理法則等を説明し、安全な運転について理解させる。</p> <p>(2) 防衛運転 他人（運転者・歩行者等）が危険な行動をした場合に、未然に事故を防止できる防衛運転について説明する。</p> <p>(3) 人間の感覚と判断力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の</p>	<p>講義 ○ 視聴覚教材等を使用する。</p>	<p>150分 30分</p>
--------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------	---------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーブ、トンネル、夜間及び悪天候時における危険予測並びに事故防止について説明する。 ○ 冬道の危険性及び安全運転について説明する。 <p>(8) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。</p> <p>(9) 二輪車に対する注意 二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、四輪車の側で注意すべき事項を説明する。</p> <p>(10) 事故と故障時の措置</p>				安全運転の方法	<p>点検要領等を説明する。</p> <p>(2) 走行の基本</p> <p>ア 座席ベルトの着 座席ベルトの着用については、高速道路に限らず、一般道路においても習慣づけられるように、その効果等を具体的事例に基づいて説明する。</p> <p>イ 運転操作 正しい運転姿勢、ハンドル・ブレーキ操作等について説明する。</p> <p>ウ 進路変更 みだりに進路変更しないことを基本に、安全の確認と正しい合図による進路変更の方法を説明する。</p> <p>(3) 歩行者等の保護 歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。</p> <p>(4) 車間距離 天候、路面状態、走行速度等を考えた車間距離の保持について説明する。</p> <p>(5) 追越し 追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。</p> <p>(6) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。</p> <p>(7) 駐車と停車 違法な駐・停車の危険性及び迷惑性を説明する。</p> <p>(8) 危険な場所等での通行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カーブ、トンネル、夜間及び悪天候時における危険予測並びに事故防止について説明する。 ○ 冬道の危険性及び安全運転について説明する。 <p>(9) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線</p>	<p>等を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。
8 構造取扱いの知識	安全運転に必要な構造取扱い並びに日常点検の必要性、点検項目及び点検要領を説明する。						
を							
6 安全運転の基礎知識	<p>(1) 安全な運転 自動車の構造、性能、走行中の物理法則等を説明し、安全な運転について理解させる。</p> <p>(2) 防衛運転 他人（運転者・歩行者等）が危険な行動をした場合に、未然に事故を防止できる防衛運転について説明する。</p> <p>(3) 人間の感覚と判断力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。</p> <p>(4) 高速運転（スピード）の危険性 速度感覚及び速度と停止距離について、具体的な資料を示して説明するとともに、道路環境、気象条件等に応じた安全な速度についても併せて説明する。</p>		150分 30分				
7 道路交通法令の知識及び	(1) 日常点検要領 日常点検の必要性及点検項目、	講義 ○ 視聴覚教材					

車道への出入り及び走行上の注意について説明する。
(10) 二輪車に対する注意 二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、四輪車の側で注意すべき事項を説明する。
(11) 事故と故障時の措置

に改め、同表中9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、別表1長期講習（四輪運転者用）2日目の表3の項中

<p>(1) 実車による診断と指導 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転の癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p> <p>(2) 運転シュミレーター操作による診断と指導 運転シュミレーターを操作させ、交通事故や危険場面等について疑似体験させることにより、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p>	を	<p>(1) 実車時の事故防止 実習に当たっては、シートベルトを必ず着用させるほか、履物等乗車に適した準備をさせる。</p> <p>(2) 実車による診断と指導 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転の癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p> <p>(3) 運転シュミレーター操作による診断と指導 運転シュミレーターを操作させ、交通事故や危険場面等について疑似体験させることにより、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改め、別表1長期講習（二輪運転者用）1日目の表中

6 安全運転の基礎知識	<p>(1) 二輪車の特性 不安定性、露出性等の特性を理解させる。</p> <p>(2) 車種の選び方 体格、熟練度等に応じた車の選定が大切であることを理解させる。</p> <p>(3) 乗車用ヘルメットの着用 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。</p> <p>(4) 二輪車と物理の法則 制動距離の限界及びカーブと遠心力について説明する。</p>	<p>講義</p> <p>○ 大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車及び視聴覚教材等を使用する。</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------

	<p>(5) 人間の感覚と判断力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。</p>	
7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	<p>(1) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション 他車等との安全な間隔、見やすいポジション等について説明する。 イ 防衛運転 二輪車事故の特徴との関連で、特に防衛運転に徹する必要性について説明する。</p> <p>(2) 歩行者等の保護 歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。</p> <p>(3) 速度と車間距離 天候及び路面状態に応じた速度コントロール並びに車間距離の保持について説明する。</p> <p>(4) 追越し 追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。</p> <p>(5) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。</p> <p>(6) 夜間走行 夜間走行時の危険性及び安全運転について説明する。</p> <p>(7) 気象条件に合わせた運転 降雨、霧等の発生時における走行上の注意について説明する。</p> <p>(8) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。</p> <p>(9) 改造車の運転禁止 改造車の違法性、危険性及び迷惑性について説明する。</p>	<p>○ 講習科目7の細目は、交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。</p>

8 構造取扱いの知識	安全運転に必要な構造取扱い並びに日常点検の必要性、点検項目及び点検要領を説明する。			
を				
6 安全運転の基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 二輪車の特性 不安定性、露出性等の特性を理解させる。 (2) 車種の選び方 体格、熟練度等に応じた車の選定が大切であることを理解させる。 (3) 乗車用ヘルメットの着用 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。 (4) 二輪車と物理の法則 制動距離の限界及びカーブと遠心力について説明する。 (5) 人間の感覚と判断力 人間の持つ感覚、判断能力及び行動能力の限界について、視覚の特性、飲酒等による影響を含めて説明する。 		<p>天候及び路面状態に応じた速度コントロール並びに車間距離の保持について説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (5) 追越し 追越しの危険性並びに正しい追越しの方法及び運転手順について説明する。 (6) 交差点通行 交差点通行時の注意及び危険予測について説明する。 (7) 夜間走行 夜間走行時の危険性及び安全運転について説明する。 (8) 気象条件に合わせた運転 降雨、霧等の発生時における走行上の注意について説明する。 (9) 高速道路の通行 高速道路に入る前の心得、本線車道への出入り及び走行上の注意について説明する。 (10) 改造車の運転禁止 改造車の違法性、危険性及び迷惑性について説明する。 	
7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	<ul style="list-style-type: none"> (1) 日常点検要領 日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。 (2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション 他車等との安全な間隔、見やすいポジション等について説明する。 イ 防衛運転 二輪車事故の特徴との関連で、特に防衛運転に徹する必要性について説明する。 (3) 歩行者等の保護 歩行者及び自転車利用者の行動特性並びに危険予測及び事故回避方法を説明する。 (4) 速度と車間距離 	<p>講義</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視聴覚教材等を使用する。 ○ 交通事故の発生状況、原因、特徴的傾向等の実態に応じて重点的かつ選択的に取り上げる。 	<p>に改め、同表9の項を同表8の項とする。</p> <p>別表5札幌の部北海道安全運転学校の項中「夕張、三笠」を削り、同表旭川の部旭川安全運転学校の項中「沼田」を削る。</p> <p>別記様式第14号注1の事項中「大型」の次に「・中型・準中型」を加える。 (高齢者講習実施規程の一部改正)</p> <p>第6条 高齢者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第89号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項第1号中「75歳未満講習」を「75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習」に改め、同項第2号中「75歳以上講習」を「75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習」に改め、同項に次の2号を加える。</p> <p>(3) 規則第36条の2に規定する臨時高齢者講習（以下「臨時高齢者講習」という。） 別表第1の3</p> <p>(4) 合同講習（前3号に掲げる講習を合同で行う講習をいう。） 別表第1の4</p> <p>第4条第1号中「自動車等の運転について必要な適性に関する調査について」を「受講者の人数に、「受講者3人以内を基準として行う」を「、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運</p>	

転適性検査器材による指導」という。)及び実車による指導にあつては受講者3人以内を、双方向型講義にあつては受講者6人以内を、それぞれ基準とする」に改める。

第5条第2号を次のように改める。

(2) 運転適性検査器材による指導に使用する運転適性検査器材は、動体視力及び夜間視力の変化を測定する検査器並びに水平方向の視野の範囲を測定する検査器とする。

第6条第1項第1号中「又は中型免許」を「、中型免許又は準中型免許」に改め、同条第4項中「特定後写鏡条件」を「特定後写鏡等条件（道路交通法施行規則第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等を使用すべきこととする条件をいう。）」に、「特定後写鏡を」を「当該特定後写鏡等を」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「75歳以上講習」を「法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対する講習」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 臨時高齢者講習の実施日の設定に当たっては、法第101条の7第6項の規定により、受講者が道路交通法施行規則第29条の2の5第2項に規定する臨時高齢者講習通知書の通知を受けた日の翌日から起算して1か月を超えることとなるまでに受講しなければならないことに配慮すること。

第16条第1項第4号中「講義」を「個人指導」に改める。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習実施基準

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 ○ 講師の自己紹介 ○ 受講者の点呼 ○ 講習概要及び日程の説明 ○ 受講者の心得の説明			30分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 道内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事	

	(3) 申請取消制度や各種支援制度		<p>故事例と併せて説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請取消制度や地域の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		<ul style="list-style-type: none"> ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体的機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故

			を説明する。	
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。	60分
6 総合的な安全指導	運転行動に関する個別具体的な指導等	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	○ 個人指導は1人あたり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段や地域の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。	30分
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等	映像教養 視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。	30分

	(2) 危険予測と回避方法等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
講習時間合計			180分
小型特殊免許のみの保有者は1から4まで及び6の受講とし、講習時間は120分とする。			

注 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表1の2の次に次の2表を加える。

別表第1の3（第2条関係）

臨時高齢者講習実施基準

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 ○ 講師の自己紹介 ○ 受講者の点呼 ○ 講習概要及び日程の説明 ○ 受講者の心得の説明			60分
1 運転適性についての指導	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。	
2 総合的な安全指導	運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を	○ 個人指導は1人あたり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等につい	30分

		記録した映像、教本等	て説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段や地域の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。						
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等	映像教養 視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	30分					
	(2) 危険予測と回避方法等								
講習時間合計				120分	小型特殊免許のみの保有者は2の受講とし、講習時間は60分とする。				
注 休憩時間は、講習時間以外に設けること。									
別表第1の4（第2条関係）									
合同講習実施基準									
講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間					
	開講 ○ 講師の自己紹介 ○ 受講者の点呼 ○ 講習概要及び日程の説明 ○ 受講者の心得の説明			30分					
					1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 道内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や地域の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
					2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
					3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識		○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われ	

	(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		る認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。			記録した映像、教本等	て説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段や地域の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。		
4	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	30分
5	運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。 ○ 必要に応じ、記録した映像を確認しながら、指導を行うこと。	60分	講習時間合計			180分
6	総合的な安全指導	運転行動に関する個別具体的な指導等	個人指導 実車による指導の状況等	○ 個人指導は1人あたり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等につい	30分	1 75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習受講者（小型特殊免許のみの保有者に限る。）は1から4までの受講とし、講習時間は60分とする。 2 75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習受講者（小型特殊免許のみの保有者を除く。）は1から6までの受講とし、講習時間は180分とする。 3 75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習受講者（小型特殊免許のみの保有者に限る。）は1から4まで及び6の受講とし、講習時間は120分とする。 4 臨時高齢者講習受講者（小型特殊免許のみの保有者を除く。）は5及び6の受講とし、講習時間は120分とする。 5 臨時高齢者講習受講者（小型特殊免許のみの保有者に限る。）は6の受講とし、講習時間は60分とする。			

注 休憩時間は、講習時間以外に設けること。
別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2（第2条関係）

実車による指導の課題と指導要領（75歳未満及び75歳以上（第3分類））

1 基本課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
(1) 四輪車	○ 高齢運転者標識の表示	○ 高齢運転者標識の表示について周知する。	○ 自車の存在をより早く気付かせるために、前照灯を常時点灯することも有効であることを理解させる。
(2) 四輪車、二輪車 共通	○ 無理な運転をしない ○ シートベルト又はヘルメットの装着 ○ 正しい運転姿勢	○ 次のような状況での運転はできるだけ避けるよう指導する。 ・ 体調がすぐれないとき。 ・ 夜間、悪天候時 ・ 不慣れな道路、狭い道路、高速道路 ・ 長距離・長時間運転、渋滞時 ○ 自らのほか、助手席及び後部座席についてもシートベルトの装着が必要なことと、その正しい装着方法について指導する。 ○ ヘルメットの正しい装着について指導する。 ○ 運転中は安定した視界を確保しつつ、緊急時には確実にブレーキをかけるために、正しい運転姿勢を保つよう指導する。	○ 単独での運転は控え、家族等を助手席に同乗させることを勧める。 ○ 後部座席のシートベルト装着が義務付けられたことを周知する。 ○ 適正に顎ひもを締めることの重要性を理解させる。 ○ 安全のためには、プロテクターを装着することも有効であることを理解させる。

2 運動機能に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
(1) 四輪車	○ 方向変換 ○ 選択課題（2課題を選択） ・ 段差乗り上げ ・ 車両感覚走行（S字、クランク等） ・ パイロンスラローム	○ 一つのことに気を奪われることなく、速度調節、車両感覚、安全確認、ハンドル操作が同時にできるよう指導する。 ○ アクセルを踏み込み過ぎないように、乗り上げたら直ちにブレーキを踏むよう指導する。 ○ 速度調節を行いながら、道路形態に合わせた走行進路に車を誘導するよう指導する。 ○ パイロンに接触せずに、なるべく早い速度でスラローム走行を行わせる。	○ 定められた場所に後退操作させることにより、速度調節、車両感覚、安全確認等複合的な運転行動により車両を安全に誘導する状況を把握させる。 ○ 後方、側方、車体の向きや、障害物との距離など、複数の情報に対する注意配分とハンドル操作、アクセル・ブレーキ操作など、複数作業の正確性・速度・むらを確認する。 ○ 微妙なアクセル操作とアクセルからブレーキへのスムーズな踏み替えが難しいことを体験させる。 ○ アクセルとブレーキ操作の反応速度を確認する。 ○ 速度調節を行いながらハンドル操作を行うことの難しさを体験させる。 ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性確認する。 ○ ハンドル操作とペダル操作の調和の難しさを体験させる。

(2) 二輪車	<ul style="list-style-type: none"> ○ 8の字旋回 ○ 選択課題（2課題を選択） <ul style="list-style-type: none"> ・コーナリング ・パイロンスラローム ・目標からの制動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一つのことに気を奪われることなく、速度調節、ギアを選択、車体のバンク操作が同時にできるよう指導する。 ○ カーブの手前で減速させ、カーブでふらつかないように注意しながら、カーブ後半で徐々に加速するよう指導する。 ○ パイロンに接触せずに、なるべく早い速度でスラローム走行を行わせる。 ○ タイヤロックさせないように注意させる。 ○ 制動距離にこだわらず、安全に停止できるよう指導する。 ○ 見通しの悪い交差点に差し掛かったときは、必ず徐行し、標識等の確認をするよう指導する。 ○ 自車を少しずつ前進させながら安全確認をさせ、交差道路の状況を把握させる。 ○ 身体を前に倒すなどして、できるだけ視野を広く取り、交差道路の左右の安全を目視により確認させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認する。 ○ 連続して8の字旋回を行うことで、複合的な運転操作により車両を安全に誘導する状況を把握させる。 ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性を理解させる。 ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認する。 ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさを体験させる。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 ○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと、制動距離を体感する。 ○ ブレーキ操作の反応速度を確認する。 ○ 交差車両の発見が遅れる等の状況などが見られた場合は、その危険性を認識させる。 ○ 動体視力・夜間視力の低下や水平視野が狭小化している者には、視野範囲から外れた領域において刻々と変化する状況を認知できず、危険が高まることを理解させる。
(3) 四輪車、二輪車 共通 <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所 コース、道路、 所要の施設等 ○ 所要時間 15分程度 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見通しの悪い交差点 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見通しの悪い交差点に差し掛かったときは、必ず徐行し、標識等の確認をするよう指導する。 ○ 自車を少しずつ前進させながら安全確認をさせ、交差道路の状況を把握させる。 ○ 身体を前に倒すなどして、できるだけ視野を広く取り、交差道路の左右の安全を目視により確認させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交差車両の発見が遅れる等の状況などが見られた場合は、その危険性を認識させる。 ○ 動体視力・夜間視力の低下や水平視野が狭小化している者には、視野範囲から外れた領域において刻々と変化する状況を認知できず、危険が高まることを理解させる。

3 記憶力・判断力に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
四輪車、二輪車共通 <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所 コース、所要の施設等 ○ 走行距離 おおむね800メートル ○ 所要時間 5分程度 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号機のある交差点 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号に近づいたら速度を落とし、しっかり信号を確認する習慣づけをするよう指導する。 ○ 黄色信号の場合は、急ブレーキを踏まなければ安全に停止できない場合を除き、必ず停止することを習慣づける。 ○ 時差式信号交差点等における複雑な 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号を確認するときは、「今の信号は青色」などと声を出すことを勧める。 ○ 信号機が続く道路では、先の信号機も確認しながら走行するよう指導する。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、信号を見逃してしまうことがあることを理解させる。 ○ 信号に対するアクセル・ブレーキ操作の反応の正確性・速度・むらを確認する。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時停止標識のある交差点 ○ 進路変更 ○ カーブ走行 	<p>信号現示の仕組みや、その通行方法等について指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交差点に差し掛かったら、徐行するよう指導する。 ○ 確実に一時停止するよう指導するほか、次に交差点を進行する車両等を視認できる位置にまで自車を進めて再度停止するよう指導する。 ○ 自車を完全に停止させてから安全確認を行い、交差道路を走行する車両等の通行を妨害しないよう指導する。 ○ 早めに合図を出すよう指導する。 ○ 後方及び側方の安全確認をするよう指導する。 ○ 緩やかに進路を変更するよう指導する。 ○ カーブ手前での減速を徹底させる。 ○ 速度が速ければ、遠心力により外に膨らむことを理解させる。 ○ 常に正しい姿勢を保つよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、一時停止標識を見落としてしまうことがあることを理解させる。 ○ タイヤの回転を完全に止めることを意識させる。 ○ 左右に偏りが生じないように確認させる。 ○ 交通標識に対するアクセル・ブレーキ操作の反応の正確性・速度・むらを確認する。 ○ 合図と進路変更の安全なタイミングを繰り返し体験させる。 ○ ミラーの死角を体験させ、運転中は目視などで後方及び側方の確認を習慣づける。 ○ 後方、側方、車体の向きや障害物との距離など、複数の情報に対する注意配分とハンドル操作を伴う複数作業の正確性・速度・むらを確認する。 ○ 見通しの悪いカーブでは、特に減速して安全を確かめるよう指導する。 ○ 蛇行運転やふらつき運転を認めた場合は、その場で「今、ふらつきましたよ。」と声を掛ける。 ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認させる。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注 所要時間及び走行距離は、受講者一人当たりの基準を示す。

別表第3（第2条関係）

実車による指導の課題と指導要領（75歳以上（第1分類））

1 基本課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
(1) 四輪車	○ 高齢運転者標識の表示	○ 高齢運転者標識の表示について周知する。	○ 自車の存在をより早く気付かせるために、前照灯を常時点灯することも有効であることを理解させる。
(2) 四輪車、二輪車共通	○ 無理な運転をしない	○ 次のような状況での運転はできるだけ避けるよう指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 体調がすぐれないとき。 ・ 夜間、悪天候時 ・ 不慣れた道路、狭い道路、高速道路 ・ 長距離・長時間運転、渋滞時 	○ 単独での運転は控え、家族等を助手席に同乗させることを勧める。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ シートベルト又はヘルメットの装着 ○ 正しい運転姿勢 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自らのほか、助手席及び後部座席についてもシートベルトの装着が必要なことと、その正しい装着方法について指導する。 ○ ヘルメットの正しい装着について指導する。 ○ 運転中は安定した視界を確保しつつ、緊急時には確実にブレーキをかけるために、正しい運転姿勢を保つよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後部座席のシートベルト装着が義務付けられたことを周知する。 ○ 適正に顎ひもを締めることの重要性を理解させる。 ○ 安全のためには、プロテクターを装着することも有効であることを理解させる。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 運動機能に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
(1) 四輪車	○ 方向変換	○ 一つのことに気を奪われることなく、速度調節、車両感覚、安全確認、ハンドル操作が同時にできるよう指導する。	○ 定められた場所に後退操作させることにより、速度調節、車両感覚、安全確認等複合的な運転行動により車両を安全に誘導する状況を把握させる。 ○ 後方、側方、車体の向きや、障害物との距離など、複数の情報に対する注意配分とハンドル操作、アクセル・ブレーキ操作など、複数作業の正確性・速度・むらを確認する。
(2) 二輪車	○ 8の字旋回	○ 一つのことに気を奪われることなく、速度調節、ギアを選択、車体のバンク操作が同時にできるよう指導する。	○ 連続して8の字旋回を行うことで、複合的な運転操作により車両を安全に誘導する状況を把握させる。
(3) 四輪車、二輪車共通 ○ 実施場所 コース、道路、 所要の施設等 ○ 所要時間 5分程度	○ 見通しの悪い交差点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見通しの悪い交差点に差し掛かったときは、必ず徐行し、標識等の確認をするよう指導する。 ○ 自車を少しずつ前進させながら安全確認をさせ、交差道路の状況を把握させる。 ○ 身体を前に倒すなどして、できるだけ視野を広く取り、交差道路の左右の安全を目視により確認させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交差車両の発見が遅れる等の状況などが見られた場合は、その危険性を認識させる。 ○ 動体視力・夜間視力の低下や水平視野が狭小化している者には、視野範囲から外れた領域において刻々と変化する状況を認知できず、危険が高まることを理解させる。

3 記憶力・判断力に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
四輪車、二輪車共通 ○ 実施場所 コース、所要の施設等 ○ 走行距離 おおむね800メートル	○ 信号機のある交差点	○ 信号に近づいたら速度を落とし、しっかりと信号を確認する習慣づけをするよう指導する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号を確認するときは、「今の信号は青色」などと声を出すことを勧める。 ○ 信号機が続く道路では、先の信号機も確認しながら走行するよう指導する。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、信号を見逃してしまうことがあることを理解させる。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 所要時間 15分程度 ○ 危険度観察型（ノンストップ方式） 1回目の走行では課題に失敗しても指摘・指導せず、2回目の走行で失敗した場合はその都度指摘・指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時停止標識のある交差点 ○ 進路変更 ○ カーブ走行 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 黄色信号の場合は、急ブレーキを踏まなければ安全に停止できない場合を除き、必ず停止することを習慣づける。 ○ 時差式信号交差点等における複雑な信号現示の仕組みや、その通行方法等について指導する。 ○ 交差点に差し掛かったら、徐行するよう指導する。 ○ 確実に一時停止するよう指導するほか、次に交差点を進行する車両等を視認できる位置にまで自車を進めて再度停止するよう指導する。 ○ 自車を完全に停止させてから安全確認を行い、交差道路を走行する車両等の通行を妨害しないよう指導する。 ○ 早めに合図を出すよう指導する。 ○ 後方及び側方の安全確認をするよう指導する。 ○ 緩やかに進路を変更するよう指導する。 ○ カーブ手前での減速を徹底させる。 ○ 速度が速ければ、遠心力により外に膨らむことを理解させる。 ○ 常に正しい姿勢を保つよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号に対するアクセル・ブレーキ操作の反応の正確性・速度・むらを確認する。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、一時停止標識を見落としてしまうことがあることを理解させる。 ○ タイヤの回転を完全に止めることを意識させる。 ○ 左右に偏りが生じないように確認させる。 ○ 交通標識に対するアクセル・ブレーキ操作の反応の正確性・速度・むらを確認する。 ○ 合図と進路変更の安全なタイミングを繰り返し体験させる。 ○ ミラーの死角を体験させ、運転中は目視などで後方及び側方の確認を習慣づける。 ○ 後方、側方、車体の向きや障害物との距離など、複数の情報に対する注意配分とハンドル操作を伴う複数作業の正確性・速度・むらを確認する。 ○ 見通しの悪いカーブでは、特に減速して安全を確かめるよう指導する。 ○ 蛇行運転やふらつき運転を認めた場合は、その場で「今、ふらつきましたよ。」と声を掛ける。 ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認させる。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注 所要時間及び走行距離は、受講者一人当たりの基準を示す。

別表第4（第2条関係）

実車による指導の課題と指導要領（75歳以上（第2分類））

1 基本課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
(1) 四輪車	○ 高齢運転者標識の表示	○ 高齢運転者標識の表示について周知する。	○ 自車の存在をより早く気付かせるために、前照灯を常時点灯することも有効であることを理解させる。
(2) 四輪車、二輪車 共通	○ 無理な運転をしない	○ 次のような状況での運転はできるだけ避けるよう指導する。 ・ 体調がすぐれないとき。	○ 単独での運転は控え、家族等を助手席に同乗させることを勧める。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ シートベルト又はヘルメットの装着 ○ 正しい運転姿勢 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間、悪天候時 ・ 不慣れな道路、狭い道路、高速道路 ・ 長距離・長時間運転、渋滞時 ○ 自らのほか、助手席及び後部座席についてもシートベルトの装着が必要なことと、その正しい装着方法について指導する。 ○ ヘルメットの正しい装着について指導する。 ○ 運転中は安定した視界を確保しつつ、緊急時には確実にブレーキをかけるために、正しい運転姿勢を保つよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後部座席のシートベルト装着が義務付けられたことを周知する。 ○ 適正に顎ひもを締めることの重要性を理解させる。 ○ 安全のためには、プロテクターを装着することも有効であることを理解させる。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 運動機能に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
(1) 四輪車	<ul style="list-style-type: none"> ○ 方向変換 ○ 選択課題（1課題を選択） <ul style="list-style-type: none"> ・ 段差乗り上げ ・ 車両感覚走行（S字、クランク等） ・ パイロンスラローム 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一つのこときに気を奪われることなく、速度調節、車両感覚、安全確認、ハンドル操作が同時にできるよう指導する。 ○ アクセルを踏み込み過ぎないように、乗り上げたら直ちにブレーキを踏むよう指導する。 ○ 速度調節を行いながら、道路形態に合わせた走行進路に車を誘導するよう指導する。 ○ パイロンに接触せずに、なるべく早い速度でスラローム走行を行わせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定められた場所に後退操作させることにより、速度調節、車両感覚、安全確認等複合的な運転行動により車両を安全に誘導する状況を把握させる。 ○ 後方、側方、車体の向きや、障害物との距離など、複数の情報に対する注意配分とハンドル操作、アクセル・ブレーキ操作など、複数作業の正確性・速度・むらを確認する。 ○ 微妙なアクセル操作とアクセルからブレーキへのスムーズな踏み替えが難しいことを体験させる。 ○ アクセルとブレーキ操作の反応速度を確認する。 ○ 速度調節を行いながらハンドル操作を行うことの難しさを体験させる。 ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認する。 ○ ハンドル操作とペダル操作の調和の難しさを体験させる。 ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認する。
(2) 二輪車	<ul style="list-style-type: none"> ○ 8の字旋回 ○ 選択課題（1課題を選択） <ul style="list-style-type: none"> ・ コーナリング 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一つのこときに気を奪われることなく、速度調節、ギアを選択、車体のバンク操作が同時にできるよう指導する。 ○ カーブの手前で減速させ、カーブで 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連続して8の字旋回を行うことで、複合的な運転操作により車両を安全に誘導する状況を把握させる。 ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性を理解さ

<p>(3) 四輪車、二輪車 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所 コース、道路、 所要の施設等 ○ 所要時間 10分程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・パイロンスラローム ・目標からの制動 <p>○ 見通しの悪い交差点</p>	<p>ふらつかないように注意しながら、カーブ後半で徐々に加速するよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ パイロンに接触せずに、なるべく早い速度でスラローム走行を行わせる。 ○ タイヤロックさせないように注意させる。 ○ 制動距離にこだわらず、安全に停止できるように指導する。 ○ 見通しの悪い交差点に差し掛かったときは、必ず徐行し、標識等の確認をするよう指導する。 ○ 自車を少しずつ前進させながら安全確認をさせ、交差道路の状況を把握させる。 ○ 身体を前に倒すなどして、できるだけ視野を広く取り、交差道路の左右の安全を目視により確認させる。 	<p>せる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認する。 ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさを体験させる。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 ○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと、制動距離を体感する。 ○ ブレーキ操作の反応速度を確認する。 ○ 交差車両の発見が遅れる等の状況などが見られた場合は、その危険性を認識させる。 ○ 動体視力・夜間視力の低下や水平視野が狭小化している者には、視野範囲から外れた領域において刻々と変化する状況を認知できず、危険が高まることを理解させる。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 記憶力・判断力に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
<p>四輪車、二輪車共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所 コース、所要の施設等 ○ 走行距離 おおむね800メートル ○ 所要時間 10分程度 ○ 到達度段階型(ステップアップ方式) 課題ごとに失敗の都度指摘・指導し、成功したら次の課題へ進む方式 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号機のある交差点 ○ 一時停止標識のある交差点 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号に近づいたら速度を落とし、しっかりと信号を確認する習慣づけをするよう指導する。 ○ 黄色信号の場合は、急ブレーキを踏まなければ安全に停止できない場合を除き、必ず停止することを習慣づける。 ○ 時差式信号交差点等における複雑な信号現示の仕組みや、その通行方法等について指導する。 ○ 交差点に差し掛かったら、徐行するよう指導する。 ○ 確実に一時停止するよう指導するほか、次に交差点を進行する車両等を視認できる位置にまで自車を進めて再度停止するよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号を確認するときは、「今の信号は青色」などと声を出すことを勧める。 ○ 信号機が続く道路では、先の信号機も確認しながら走行するよう指導する。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、信号を見逃してしまうことがあることを理解させる。 ○ 信号に対するアクセル・ブレーキ操作の反応の正確性・速度・むらを確認する。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、一時停止標識を見落としてしまうことがあることを理解させる。 ○ タイヤの回転を完全に止めることを意識させる。

(※注 には、おおむねの回数を記入してください。)

全く運転しない。

理由【 家族の運転 鉄道、バス、タクシー利用 自転車 徒歩

その他 () 】

裏面の質問にもお答えください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

(裏面)

3 あなたが平素運転している車はどのような車ですか

大型・中型のバス・トラック 準中型トラック 普通乗用車 軽四自動車

大型・中型バイク カブ・スクーター 小型の耕うん機・トラクター

なし

4 実車指導で使う車で、ご希望の車種はどれですか

マニュアル自動車 オートマチック自動車 原動機付自転車

5 自動車の運転について、どうお考えですか

(1) 運転は (好き 嫌い)

(2) 運転に自信が (ある ない)

6 最近(1年以内)、運転中の事故やヒヤリ体験がありましたか

交通事故を起こした ヒヤリ体験がある なし

7 あなたが車を運転できない時、代替りの移動手段はありますか

家族の運転 (妻 子 その他) 友人 列車・バス

その他 ()

8 あなたは、次の場合又は次の場所を運転することがありますか

体調がすぐれないとき 夜間 悪天候時 不慣れな道路 狭い道

混雑した道路(駅前等) 高速道路 長時間・長距離 渋滞時

別記様式第1号の2を次のように改める。

別記様式第1号の2(第4条関係)

(表面)

運転行動診断票

実施機関名 ()

受講者名		生年月日	年	月	日生	指導員名	
------	--	------	---	---	----	------	--

		第3分類	第1分類	第2分類	
--	--	------	------	------	--

課題	項目	75歳未満	75歳未満			備考	
			1回目	2回目	3回目		
関連する運転の課題に	※方向変換	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	※見通しの悪い交差点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	選は第2分類 1課題類	段差乗り上げ コーナーリング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		車両感覚 制動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		パイロンスラローム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
特記事項							
信号機の交差点あり	信号機手前での減速	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	※信号の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	※信号に従った運転	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	特記事項						
一時停止標識のある交差点	交差点手前での徐行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	※一時停止標識の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	※確実な停止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	停止位置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	※交差道路の安全確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	二段階停止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	特記事項						
進路変更	※合図の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	合図の時期	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	※安全確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	緩やかな進路変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	特記事項						

- 注1 成功した項目の□にレ印を記入すること。
 2 ※印欄は、特に重要な項目を示す。
 3 実施できなかった（しなかった）項目については、斜線で消すこと。
 4 75歳以上の受講者である場合には、実車指導終了後、第1分類・第2分類・第3

別記様式第3号（第11条関係）

高齢者講習受講者名簿（

講習）

講習会場名

分類のいずれかを○で囲むこと。

（裏面）

課題	項目	第3分類・ 75歳未満	第1分類・第2分類			備考
			1回目	2回目	3回目	
カーブ走行	カーブ手前での減速	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※曲り具合に応じた速度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※ふらつきのない運転	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	正しい運転姿勢	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特記事項					
単純反応 選択反応	ペダルの操作	反 応 の 遅 れ				
		反 応 の む ら				
複数作業 注意配分	安全確認	一点集中				
	複数作業	複数動作				
操 作 ハ ン ド ル	大回り					
	内回り（巻き込み）					
	不正確・むら					
講 評						

別記様式第2号中「（75歳未満講習・75歳以上講習）」を「（講習）」に改め、同様式注の1の事項を次のように改める。

- 1 講習の区分ごとに作成すること。
 別記様式第3号を次のように改める。

講習日 番号	年 月 日 氏名	生年月日	性別	講習予約受付日	受講確認	講習終了証明書発行		免許証番号	認知機能 検査結果	備考
						番号	取扱者印			
		・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					
		・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					
		・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					
		・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					
		・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					
		・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					
		・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					
		・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					
		・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					
		・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					

注1 講習の区分ごとに作成すること。

2 規格は、A列4番横長とする。

別記様式第5号から別記様式第7号までの規定中「(75歳未満講習・75歳以上講習)」
を「(講習)」に改め、同様式注の1の事項を次のように改める。

1 講習の区分ごとに作成すること。

(特定任意高齢者講習実施規程の一部改正)

第7条 特定任意高齢者講習実施規程(平成14年北海道警察本部告示第99号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「2の項に」を「2の項若しくは3の項に」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

講習の実施基準は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる

表に定めるとおりとする。

(1) 簡易講習 別表1

(2) シニア運転者講習 次のアの事項及びイの事項に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該アの事項及びイの事項に掲げる表

ア 講習規則第2条第1項第1号の表2の項又は同条第1項第2号の表2の項に掲げる者 別表1の2

イ アの事項に掲げる者以外の者 別表1の3

(3) 合同講習(前号に規定する者に対する講習を合同で行う講習をいう。) 別表1の

4

第7条第1号を次のように改める。

(1) 受講者の人数は、受講者の保有する運転免許の種類に応じた自動車等の区分ごとに、1グループ1人の講習指導員（以下「指導員」という。）に対し、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材による指導」という。）及び実車による指導にあっては受講者3人以内を、双方向型講義にあっては受講者6人以内を、それぞれ基準とするものとする。

第8条第2号中「自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材の使用による指導」という。）」を「運転適性検査器材による指導」に改め、「運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材」を削る。

第9条第1項第1号中「又は中型免許」を「、中型免許又は準中型免許」に改め、同条第4項中「特定後写鏡条件」を「特定後写鏡等条件（道路交通法施行規則第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等を使用すべきこととする条件をいう。）」に、「特定後写鏡を」を「当該特定後写鏡等を」に改める。

第16条第1項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表1を次のように改める。

別表1（第5条関係）

簡易講習実施基準

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 ○ 講師の自己紹介 ○ 受講者の点呼 ○ 講習概要及び日程の説明 ○ 受講者の心得の説明			30分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 道内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事	

	(3) 申請取消制度 各種支援制度		<p>故事例と併せて説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請取消制度や地域の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		<ul style="list-style-type: none"> ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体的機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故

			事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
4 運転適性についての指導	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分以上
講習時間合計				60分以上

注 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表1の次に次の3表を加える。

別表1の2（第5条関係）

シニア運転者講習（75歳未満及び75歳以上（第3分類））実施基準

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 ○ 講師の自己紹介 ○ 受講者の点呼 ○ 講習概要及び日程の説明 ○ 受講者の心得の説明			30分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 道内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や地域の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の	(1) 安全運転の心		○ 運転者には、交通ルールを守	

心構えと義務	構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方

			法等について理解させる。	
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分以上
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。 ○ 必要に応じ、記録した映像を確認しながら、指導を行うこと。	60分以上
講 習 時 間 合 計				120分以上

注 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表1の3（第5条関係）

シニア運転者講習（75歳以上（第1分類及び第2分類））講習実施基準

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 ○ 講師の自己紹介 ○ 受講者の点呼 ○ 講習概要及び日程の説明 ○ 受講者の心得の説明			30分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実	(1) 地域における車社会の実態	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 道内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説	

態	(2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度				明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や地域の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置				○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識				○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材			○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。

		等		
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。 	60分以上
6 総合的な安全指導	運転行動に関する個別具体的な指導等	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人指導は1人あたり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段や地域の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。 	30分以上
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等	映像教養 視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方 	30分以上
	(2) 危険予測と回避方法等			

			法等について理解させる。	
講習時間合計				180分以上

注 休憩時間は、講習時間以外に設けること。
別表1の4（第5条関係）

合同講習実施基準

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 ○ 講師の自己紹介 ○ 受講者の点呼 ○ 講習概要及び日程の説明 ○ 受講者の心得の説明			30分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や地域の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。 	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の		<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それ 	

	責任		に相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。				く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。 ○ 必要に応じ、記録した映像を確認しながら、指導を行うこと。		
3	安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。		6	総合的な安全指導	運転行動に関する個別具体的な指導等 個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	○ 個人指導は1人あたり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段や地域の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。	30分以上
4	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。		(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	30分以上
5	運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつ					60分以上
講 習 時 間 合 計								180分	

シニア運転者講習（75歳未満及び75歳以上（第3分類））の講習受講者は1から5 | 以上 |
 までの受講とし、講習時間は120分以上とする。

注 休憩時間は、講習時間以外に設けること。
 別表2から別表3の2までを次のように改める。

別表2（第5条関係）

実車による指導の課題と指導要領（75歳未満及び75歳以上（第3分類））

1 基本課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
(1) 四輪車	○ 高齢運転者標識の表示	○ 高齢運転者標識の表示について周知する。	○ 自車の存在をより早く気付かせるために、前照灯を常時点灯することも有効であることを理解させる。
(2) 四輪車、二輪車 共通	○ 無理な運転をしない ○ シートベルト又はヘルメットの装着 ○ 正しい運転姿勢	○ 次のような状況での運転はできるだけ避けるよう指導する。 ・ 体調がすぐれないとき。 ・ 夜間、悪天候時 ・ 不慣れな道路、狭い道路、高速道路 ・ 長距離・長時間運転、渋滞時 ○ 自らのほか、助手席及び後部座席についてもシートベルトの装着が必要なことと、その正しい装着方法について指導する。 ○ ヘルメットの正しい装着について指導する。 ○ 運転中は安定した視界を確保しつつ、緊急時には確実にブレーキをかけるために、正しい運転姿勢を保つよう指導する。	○ 単独での運転は控え、家族等を助手席に同乗させることを勧める。 ○ 後部座席のシートベルト装着が義務付けられたことを周知する。 ○ 適正に顎ひもを締めることの重要性を理解させる。 ○ 安全のためには、プロテクターを装着することも有効であることを理解させる。

2 運動機能に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
(1) 四輪車	○ 方向変換 ○ 選択課題（2課題を選択） ・ 段差乗り上げ	○ 一つのことに気を奪われることなく、速度調節、車両感覚、安全確認、ハンドル操作が同時にできるよう指導する。 ○ アクセルを踏み込み過ぎないように、乗り上げたら直ちにブレーキを踏むよう指導する。	○ 定められた場所に後退操作させることにより、速度調節、車両感覚、安全確認等複合的な運転行動により車両を安全に誘導する状況を把握させる。 ○ 後方、側方、車体の向きや、障害物との距離など、複数の情報に対する注意配分とハンドル操作、アクセル・ブレーキ操作など、複数作業の正確性・速度・むらを確認する。 ○ 微妙なアクセル操作とアクセルからブレーキへのスムーズな踏み替えが難しいことを体験させる。 ○ アクセルとブレーキ操作の反応速度を確認する。

(2) 二輪車	<ul style="list-style-type: none"> ・車両感覚走行（S字、クランク等） ・パイロンスラローム ○ 8の字旋回 ○ 選択課題（2課題を選択） <ul style="list-style-type: none"> ・コーナリング ・パイロンスラローム ・目標からの制動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速度調節を行いながら、道路形態に合わせた走行進路に車を誘導するよう指導する。 ○ パイロンに接触せずに、なるべく早い速度でスラローム走行を行わせる。 ○ 一つのこときに気を奪われることなく、速度調節、ギアの選択、車体のバンク操作が同時にできるよう指導する。 ○ カーブの手前で減速させ、カーブでふらつかないように注意しながら、カーブ後半で徐々に加速するよう指導する。 ○ パイロンに接触せずに、なるべく早い速度でスラローム走行を行わせる。 ○ タイヤロックさせないよう注意させる。 ○ 制動距離にこだわらず、安全に停止できるよう指導する。 ○ 見通しの悪い交差点に差し掛かったときは、必ず徐行し、標識等の確認をするよう指導する。 ○ 自車を少しずつ前進させながら安全確認をさせ、交差道路の状況を把握させる。 ○ 身体を前に倒すなどして、できるだけ視野を広く取り、交差道路の左右の安全を目視により確認させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速度調節を行いながらハンドル操作を行うことの難しさを体験させる。 ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認する。 ○ ハンドル操作とペダル操作の調和の難しさを体験させる。 ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認する。 ○ 連続して8の字旋回を行うことで、複合的な運転操作により車両を安全に誘導する状況を把握させる。 ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性を理解させる。 ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認する。 ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさを体験させる。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 ○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと、制動距離を体感する。 ○ ブレーキ操作の反応速度を確認する。 ○ 交差車両の発見が遅れる等の状況などが見られた場合は、その危険性を認識させる。 ○ 動体視力・夜間視力の低下や水平視野が狭小化している者には、視野範囲から外れた領域において刻々と変化する状況を認知できず、危険が高まることを理解させる。
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 記憶力・判断力に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
四輪車、二輪車共通 ○ 実施場所 コース、所要の施設等 ○ 走行距離	○ 信号機のある交差点	○ 信号に近づいたら速度を落とし、しっかりと信号を確認する習慣づけをするよう指導する。	○ 信号を確認するときは、「今の信号は青色」などと声を出すことを勧める。 ○ 信号機が続く道路では、先の信号機も確認しながら走行するよう指導する。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視

<p>おおむね800メートル ○ 所要時間 5分程度</p>	<p>○ 一時停止標識のある交差点</p> <p>○ 進路変更</p> <p>○ カーブ走行</p>	<p>○ 黄色信号の場合は、急ブレーキを踏まなければ安全に停止できない場合を除き、必ず停止することを習慣づける。</p> <p>○ 時差式信号交差点等における複雑な信号現示の仕組みや、その通行方法等について指導する。</p> <p>○ 交差点に差し掛かったら、徐行するように指導する。</p> <p>○ 確実に一時停止するよう指導するほか、次に交差点を進行する車両等を視認できる位置にまで自車を進めて再度停止するよう指導する。</p> <p>○ 自車を完全に停止させてから安全確認を行い、交差道路を走行する車両等の通行を妨害しないよう指導する。</p> <p>○ 早めに合図を出すよう指導する。</p> <p>○ 後方及び側方の安全確認をするよう指導する。</p> <p>○ 緩やかに進路を変更するよう指導する。</p> <p>○ カーブ手前での減速を徹底させる。</p> <p>○ 速度が速ければ、遠心力により外に膨らむことを理解させる。</p> <p>○ 常に正しい姿勢を保つよう指導する。</p>	<p>力の低下や水平視野の狭小化により、信号を見逃してしまうことがあることを理解させる。</p> <p>○ 信号に対するアクセル・ブレーキ操作の反応の正確性・速度・むらを確認する。</p> <p>○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、一時停止標識を見落としてしまうことがあることを理解させる。</p> <p>○ タイヤの回転を完全に止めることを意識させる。</p> <p>○ 左右に偏りが生じないように確認させる。</p> <p>○ 交通標識に対するアクセル・ブレーキ操作の反応の正確性・速度・むらを確認する。</p> <p>○ 合図と進路変更の安全なタイミングを繰り返し体験させる。</p> <p>○ ミラーの死角を体験させ、運転中は目視などで後方及び側方の確認を習慣づける。</p> <p>○ 後方、側方、車体の向きや障害物との距離など、複数の情報に対する注意配分とハンドル操作を伴う複数作業の正確性・速度・むらを確認する。</p> <p>○ 見通しの悪いカーブでは、特に減速して安全を確かめるよう指導する。</p> <p>○ 蛇行運転やふらつき運転を認めた場合は、その場で「今、ふらつきましたよ。」と声を掛ける。</p> <p>○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認させる。</p>
----------------------------------------	----------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注 所要時間及び走行距離は、受講者一人当たりの基準を示す。

別表3 (第5条関係)

実車による指導の課題と指導要領 (75歳以上 (第1分類))

1 基本課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
(1) 四輪車	○ 高齢運転者標識の表示	○ 高齢運転者標識の表示について周知する。	○ 自車の存在をより早く気付かせるために、前照灯を常時点灯することも有効であることを理解させる。
(2) 四輪車、二輪車	○ 無理な運転をしな	○ 次のような状況での運転はできるだ	○ 単独での運転は控え、家族等を助手席に同乗させ

<p>共通</p>	<p>い</p> <p>○ シートベルト又はヘルメットの装着</p> <p>○ 正しい運転姿勢</p>	<p>け避けるよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体調がすぐれないとき。 ・ 夜間、悪天候時 ・ 不慣れな道路、狭い道路、高速道路 ・ 長距離・長時間運転、渋滞時 <p>○ 自らのほか、助手席及び後部座席についてもシートベルトの装着が必要なことと、その正しい装着方法について指導する。</p> <p>○ ヘルメットの正しい装着について指導する。</p> <p>○ 運転中は安定した視界を確保しつつ、緊急時には確実にブレーキをかけるために、正しい運転姿勢を保つよう指導する。</p>	<p>ることを勧める。</p> <p>○ 後部座席のシートベルト装着が義務付けられたことを周知する。</p> <p>○ 適正に顎ひもを締めることの重要性を理解させる。</p> <p>○ 安全のためには、プロテクターを装着することも有効であることを理解させる。</p>
-----------	-----------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 運動機能に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
(1) 四輪車	○ 方向変換	○ 一つのことに気を奪われることなく、速度調節、車両感覚、安全確認、ハンドル操作が同時にできるよう指導する。	○ 定められた場所に後退操作させることにより、速度調節、車両感覚、安全確認等複合的な運転行動により車両を安全に誘導する状況を把握させる。 ○ 後方、側方、車体の向きや、障害物との距離など、複数の情報に対する注意配分とハンドル操作、アクセル・ブレーキ操作など、複数作業の正確性・速度・むらを確認する。
(2) 二輪車	○ 8の字旋回	○ 一つのことに気を奪われることなく、速度調節、ギアを選択、車体のバンク操作が同時にできるよう指導する。	○ 連続して8の字旋回を行うことで、複合的な運転操作により車両を安全に誘導する状況を把握させる。
(3) 四輪車、二輪車共通 ○ 実施場所 コース、道路、 所要の施設等 ○ 所要時間 5分程度	○ 見通しの悪い交差点	○ 見通しの悪い交差点に差し掛かったときは、必ず徐行し、標識等の確認をするよう指導する。 ○ 自車を少しずつ前進させながら安全確認をさせ、交差道路の状況を把握させる。 ○ 身体を前に倒すなどして、できるだけ視野を広く取り、交差道路の左右の安全を目視により確認させる。	○ 交差車両の発見が遅れる等の状況などが見られた場合は、その危険性を認識させる。 ○ 動体視力・夜間視力の低下や水平視野が狭小化している者には、視野範囲から外れた領域において刻々と変化する状況を認知できず、危険が高まることを理解させる。

3 記憶力・判断力に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
四輪車、二輪車共通	○ 信号機のある交差	○ 信号に近づいたら速度を落とし、し	○ 信号を確認するときは、「今の信号は青色」など

- 実施場所
コース、所要の
施設等
- 走行距離
おおむね800メー
トル
- 所要時間
15分程度
- 危険度観察型(ノ
ンストップ方式)
1回目の走行で
は課題に失敗して
も指摘・指導せず、
2回目の走行で失
敗した場合はその
都度指摘・指導す
る。

点

- 一時停止標識のあ
る交差点

- 進路変更

- カーブ走行

っかり信号を確認する習慣づけをする
よう指導する。

- 黄色信号の場合は、急ブレーキを踏
まなければ安全に停止できない場合を
除き、必ず停止することを習慣づける。
- 時差式信号交差点等における複雑な
信号現示の仕組みや、その通行方法等
について指導する。
- 交差点に差し掛かったら、徐行する
よう指導する。
- 確実に一時停止するよう指導するほ
か、次に交差点を進行する車両等を視
認できる位置にまで自車を進めて再度
停止するよう指導する。
- 自車を完全に停止させてから安全確
認を行い、交差道路を走行する車両等
の通行を妨害しないよう指導する。

- 早めに合図を出すよう指導する。
- 後方及び側方の安全確認をするよう
指導する。
- 緩やかに進路を変更するよう指導す
る。
- カーブ手前での減速を徹底させる。
- 速度が速ければ、遠心力により外に
膨らむことを理解させる。
- 常に正しい姿勢を保つよう指導す
る。

- と声を出すことを勧める。
- 信号機が続く道路では、先の信号機も確認しなが
ら走行するよう指導する。
- 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視
力の低下や水平視野の狭小化により、信号を見逃し
てしまうことがあることを理解させる。
- 信号に対するアクセル・ブレーキ操作の反応の正
確性・速度・むらを確認する。

- 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視
力の低下や水平視野の狭小化により、一時停止標識
を見落としてしまうことがあることを理解させる。
- タイヤの回転を完全に止めることを意識させる。
- 左右に偏りが生じないように確認させる。
- 交通標識に対するアクセル・ブレーキ操作の反応
の正確性・速度・むらを確認する。

- 合図と進路変更の安全なタイミングを繰り返し体
験させる。
- ミラーの死角を体験させ、運転中は目視などで後
方及び側方の確認を習慣づける。
- 後方、側方、車体の向きや障害物との距離など、
複数の情報に対する注意配分とハンドル操作を伴う
複数作業の正確性・速度・むらを確認する。
- 見通しの悪いカーブでは、特に減速して安全を確
かめるよう指導する。
- 蛇行運転やふらつき運転を認めた場合は、その場
で「今、ふらつきましたよ。」と声を掛ける。
- 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認さ
せる。

注 所要時間及び走行距離は、受講者一人当たりの基準を示す。

別表3の2（第5条関係）

実車による指導の課題と指導要領（75歳以上（第2分類））

1 基本課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
-----	-------	------	------

(1) 四輪車	○ 高齢運転者標識の表示	○ 高齢運転者標識の表示について周知する。	○ 自車の存在をより早く気付かせるために、前照灯を常時点灯することも有効であることを理解させる。
(2) 四輪車、二輪車 共通	○ 無理な運転をしない ○ シートベルト又はヘルメットの装着 ○ 正しい運転姿勢	○ 次のような状況での運転はできるだけ避けるよう指導する。 ・ 体調がすぐれないとき。 ・ 夜間、悪天候時 ・ 不慣れな道路、狭い道路、高速道路 ・ 長距離・長時間運転、渋滞時 ○ 自らのほか、助手席及び後部座席についてもシートベルトの装着が必要なことと、その正しい装着方法について指導する。 ○ ヘルメットの正しい装着について指導する。 ○ 運転中は安定した視界を確保しつつ、緊急時には確実にブレーキをかけるために、正しい運転姿勢を保つよう指導する。	○ 単独での運転は控え、家族等を助手席に同乗させることを勧める。 ○ 後部座席のシートベルト装着が義務付けられたことを周知する。 ○ 適正に顎ひもを締めることの重要性を理解させる。 ○ 安全のためには、プロテクターを装着することも有効であることを理解させる。

2 運動機能に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
(1) 四輪車	○ 方向変換 ○ 選択課題（1課題を選択） ・ 段差乗り上げ ・ 車両感覚走行（S字、クランク等） ・ パイロンスラローム	○ 一つのことに気を奪われることなく、速度調節、車両感覚、安全確認、ハンドル操作が同時にできるよう指導する。 ○ アクセルを踏み込み過ぎないように、乗り上げたら直ちにブレーキを踏むよう指導する。 ○ 速度調節を行いながら、道路形態に合わせた走行進路に車を誘導するよう指導する。 ○ パイロンに接触せずに、なるべく早い速度でスラローム走行を行わせる。	○ 定められた場所に後退操作させることにより、速度調節、車両感覚、安全確認等複合的な運転行動により車両を安全に誘導する状況を把握させる。 ○ 後方、側方、車体の向きや、障害物との距離など、複数の情報に対する注意配分とハンドル操作、アクセル・ブレーキ操作など、複数作業の正確性・速度・むらを確認する。 ○ 微妙なアクセル操作とアクセルからブレーキへのスムーズな踏み替えが難しいことを体験させる。 ○ アクセルとブレーキ操作の反応速度を確認する。 ○ 速度調節を行いながらハンドル操作を行うことの難しさを体験させる。 ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認する。 ○ ハンドル操作とペダル操作の調和の難しさを体験させる。 ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認する。
(2) 二輪車	○ 8の字旋回	○ 一つのことに気を奪われることな	○ 連続して8の字旋回を行うことで、複合的な運転

<p>(3) 四輪車、二輪車共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所 コース、道路、 所要の施設等 ○ 所要時間 10分程度 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選択課題（1課題を選択） <ul style="list-style-type: none"> ・コーナリング ・パイロンスラローム ・目標からの制動 ○ 見通しの悪い交差点 	<p>く、速度調節、ギアの選択、車体のバンク操作が同時にできるよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カーブの手前で減速させ、カーブでふらつかないように注意しながら、カーブ後半で徐々に加速するよう指導する。 ○ パイロンに接触せずに、なるべく早い速度でスラローム走行を行わせる。 ○ タイヤロックさせないよう注意させる。 ○ 制動距離にこだわらず、安全に停止できるよう指導する。 ○ 見通しの悪い交差点に差し掛かったときは、必ず徐行し、標識等の確認をするよう指導する。 ○ 自車を少しずつ前進させながら安全確認をさせ、交差道路の状況を把握させる。 ○ 身体を前に倒すなどして、できるだけ視野を広く取り、交差道路の左右の安全を目視により確認させる。 	<p>操作により車両を安全に誘導する状況を把握させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性を理解させる。 ○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認する。 ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさを体験させる。 ○ 交通状況に応じた車体のバンク操作の正確性を確認する。 ○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと、制動距離を体感する。 ○ ブレーキ操作の反応速度を確認する。 ○ 交差車両の発見が遅れる等の状況などが見られた場合は、その危険性を認識させる。 ○ 動体視力・夜間視力の低下や水平視野が狭小化している者には、視野範囲から外れた領域において刻々と変化する状況を認知できず、危険が高まることを理解させる。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 記憶力・判断力に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
<p>四輪車、二輪車共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所 コース、所要の施設等 ○ 走行距離 おおむね800メートル ○ 所要時間 10分程度 ○ 到達度段階型(ステップアップ方式) 課題ごとに失敗の都度指摘・指導し、成功したら次 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号機のある交差点 ○ 一時停止標識のあ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号に近づいたら速度を落とし、しっかり信号を確認する習慣づけをするよう指導する。 ○ 黄色信号の場合は、急ブレーキを踏まなければ安全に停止できない場合を除き、必ず停止することを習慣づける。 ○ 時差式信号交差点等における複雑な信号現示の仕組みや、その通行方法等について指導する。 ○ 交差点に差し掛かったら、徐行する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号を確認するときは、「今の信号は青色」などと声を出すことを勧める。 ○ 信号機が続く道路では、先の信号機も確認しながら走行するよう指導する。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、信号を見逃してしまうことがあることを理解させる。 ○ 信号に対するアクセル・ブレーキ操作の反応の正確性・速度・むらを確認する。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視

<p>の課題へ進む方式</p>	<p>る交差点</p> <p>○ 進路変更</p> <p>○ カーブ走行</p>	<p>よう指導する。</p> <p>○ 確実に一時停止するよう指導するほか、次に交差点を進行する車両等を視認できる位置にまで自車を進めて再度停止するよう指導する。</p> <p>○ 自車を完全に停止させてから安全確認を行い、交差道路を走行する車両等の通行を妨害しないよう指導する。</p> <p>○ 早めに合図を出すよう指導する。</p> <p>○ 後方及び側方の安全確認をするよう指導する。</p> <p>○ 緩やかに進路を変更するよう指導する。</p> <p>○ カーブ手前での減速を徹底させる。</p> <p>○ 速度が速ければ、遠心力により外に膨らむことを理解させる。</p> <p>○ 常に正しい姿勢を保つよう指導する。</p>	<p>力の低下や水平視野の狭小化により、一時停止標識を見落としてしまうことがあることを理解させる。</p> <p>○ タイヤの回転を完全に止めることを意識させる。</p> <p>○ 左右に偏りが生じないように確認させる。</p> <p>○ 交通標識に対するアクセル・ブレーキ操作の反応の正確性・速度・むらを確認する。</p> <p>○ 合図と進路変更の安全なタイミングを繰り返し体験させる。</p> <p>○ ミラーの死角を体験させ、運転中は目視などで後方及び側方の確認を習慣づける。</p> <p>○ 後方、側方、車体の向きや障害物との距離など、複数の情報に対する注意配分とハンドル操作を伴う複数作業の正確性・速度・むらを確認する。</p> <p>○ 見通しの悪いカーブでは、特に減速して安全を確かめるよう指導する。</p> <p>○ 蛇行運転やふらつき運転を認めた場合は、その場で「今、ふらつきましたよ。」と声を掛ける。</p> <p>○ 交通状況に応じたハンドル操作の正確性を確認させる。</p>
-----------------	------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注 所要時間及び走行距離は、受講者一人当たりの基準を示す。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第7条関係）

（表面）

運転頻度等問診票

実施機関名（ ）

受講者名		生年月日	年	月	日	指導員名	
------	--	------	---	---	---	------	--

各質問に対して、該当する□にチェックしてください。

1 あなたがお持ちの免許はどれですか

大型 中型 準中型 普通 大特 大二輪 普二輪 原付

2 あなたは平素どのくらい自動車・バイクを運転しますか

毎日運転している。

目的【 仕事 通勤 買い物 通院 家族の送迎

その他（ ）】

ときどき (月 週 回くらい) 運転している。

目的【 仕事 通勤 買い物 通院 家族の送迎

その他 () 】

(※注 には、おおむねの回数を記入してください。)

全く運転しない。

理由【 家族の運転 鉄道、バス、タクシー利用 自転車 徒歩

その他 () 】

裏面の質問にもお答えください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

(裏面)

3 あなたが平素運転している車はどのような車ですか

大型・中型のバス・トラック 準中型トラック 普通乗用車 軽四自動車

大型・中型バイク カブ・スクーター 小型の耕うん機・トラクター

なし

4 実車指導で使う車で、ご希望の車種はどれですか

マニュアル自動車 オートマチック自動車 原動機付自転車

5 自動車の運転について、どうお考えですか

(1) 運転は (好き 嫌い)

(2) 運転に自信が (ある ない)

6 最近 (1年以内)、運転中の事故やヒヤリ体験がありましたか

交通事故を起こした ヒヤリ体験がある なし

7 あなたが車を運転できない時、代替りの移動手段はありますか

家族の運転 (妻 子 その他) 友人 列車・バス

その他 ()

8 あなたは、次の場合又は次の場所を運転することがありますか

体調がすぐれないとき 夜間 悪天候時 不慣れな道路 狭い道

混雑した道路 (駅前等) 高速道路 長時間・長距離 渋滞時

別記様式第1号の2を次のように改める。

別記様式第1号の2（第7条関係）

（表面）

運転行動診断票

実施機関名（ ）

受講者名		生年月日	年	月	日生	指導員名	
------	--	------	---	---	----	------	--

課題	項目	第3分類・75歳未満	第1分類・第2分類			備考	
			1回目	2回目	3回目		
関 連 す 転 る 機 能 課 能 題 に	※方向変換	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	※見通しの悪い交差点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	選 ば 第 2 1 課 分 類 択 題 類	段差乗り上げ コーナーリング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		車両感覚 制動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		パイロンスラローム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特記事項						
る 信 号 交 機 差 の 点 あ	信号機手前での減速	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	※信号の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	※信号に従った運転	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	特記事項						
一 時 停 止 標 識 の あ る 交 差 点	交差点手前での徐行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	※一時停止標識の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	※確実な停止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	停止位置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	※交差道路の安全確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	二段階停止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	特記事項						
進 路 変 更	※合図の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	合図の時期	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	※安全確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	緩やかな進路変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	特記事項						

別記様式第3号（第11条関係）

注1 成功した項目の□にレ印を記入すること。

2 ※印欄は、特に重要な項目を示す。

3 実施できなかった（しなかった）項目については、斜線で消すこと。

4 75歳以上の受講者である場合には、実車指導終了後、第1分類・第2分類・第3分類のいずれかを○で囲むこと。

（裏面）

課題	項目	第3分類・75歳未満	第1分類・第2分類			備考
			1回目	2回目	3回目	
カーブ 走行	カーブ手前での減速	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※曲り具合に応じた速度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※ふらつきのない運転	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	正しい運転姿勢	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特記事項					
選択 反応	ペダルの操作	反 応 の 遅 れ				
		反 応 の む ら				
複数 作業	安全確認	一点集中				
	複数作業	複数動作				
操 作 ハ ン ド ル	大回り					
	内回り（巻き込み）					
	不正確・むら					
	講 評					

別記様式第3号を次のように改める。

特定任意高齢者講習受講者名簿（講習）

講習会場名

講習日	年 月 日	番号	氏名	生年月日	性別	講習予約受付日	受講確認	講習終了証明書発行		免許証番号	認知機能検査結果	備考
								番号	取扱者印			
				・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					
				・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					
				・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					
				・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					
				・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					
				・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					
				・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					
				・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					
				・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					
				・ ・ (歳)	男・女	・ ・	受・不					

注1 講習の区分ごとに作成すること。

2 規格は、A列4番横長とする。

別記様式第5号中

「
 特定任意高齢者講習業務日誌
 (簡易講習 (75歳未満、75歳以上) ・シニア運転者講習 (75歳未満、75歳以上))
 を
 特定任意高齢者講習業務日誌 (講習) に

改め、同様式注の1の事項を次のように改める。

1 講習の区分ごとに作成すること。

別記様式第6号中

「
 特定任意高齢者講習実施結果報告書
 (簡易 (75歳未満、75歳以上) ・シニア運転者 (75歳未満、75歳以上))
 を

「 特定任意高齢者講習実施結果報告書（ 講習） 」に

改め、同様式注の1の事項を次のように改める。

1 講習の区分ごとに作成すること。

別記様式第7号中

「 特定任意高齢者講習実施結果総括報告書
（簡易講習（75歳未満、75歳以上）・シニア運転者講習（75歳未満、75歳以上）） 」を

「 特定任意高齢者講習実施結果総括報告書（ 講習） 」に

改め、同様式注の1の事項を次のように改める。

1 講習の区分ごとに作成すること。

（免許取得時講習実施規程の一部改正）

第8条 免許取得時講習実施規程（平成19年北海道警察本部告示第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項を同条第6項とし、同条第4項第1号から第3号までの規定中「別表第5」を「別表第6」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項第1号及び第2号中「別表第4」を「別表第5」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項第1号及び第3号中「別表第3」を「別表第4」に改め、同項第4号を次のように改める。

（4）前項第4号の規定は、普通車講習について準用する。

第4条第2項第6号中「特定後写鏡条件」を「特定後写鏡等条件」に、「特定後写鏡を」を「特定後写鏡等を車室内において」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 準中型車講習の方法は、次に定めるとおりとする。

（1）運転技能実習コース及び道路での実技並びに普通教場での討議とし、指導員は、管理者が別表第1の免許取得時講習実施基準の準中型車講習及び別表第3の準中型車講習における指導及び実施要領に準拠して定めた講習指導要領に基づき実施するものとする。

（2）受講者が普通免許を受けている者である場合は準中型自動車を使用した講習を、普通免許を受けていない者である場合は準中型自動車を使用した講習及び普通自動車を使用した講習を実施するものとする。

（3）各講習項目における指導員の数は、別表第3の準中型車講習における指導及び実施

要領に定める基準を満たすものとする。ただし、普通自動車を使用した講習の実技においては、1グループ3名以内の受講者に対し1名を基準とするものとする。

（4）特定後写鏡等条件（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等（以下「特定後写鏡等」という。）を使用すべきこととする条件をいう。以下同じ。）が付されている者に対する講習方法は、次のとおりとする。

ア 危険を予測した運転（実技）については、単独講習を実施するものとする。

イ 危険予測ディスカッション（討議）については、指導員1名による個別の対話形式により行うものとする。ただし、特定後写鏡等条件が付されている複数の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、指導員1名に対し3名以内の受講者を同時に指導することができるものとする。

ウ 危険を予測した運転（実技）において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用することができるものとする。

（5）次に掲げる講習は、指定自動車教習所又は特定届出教習所が行う当該講習に応じた教習と合同で行うことができるものとする。

ア 危険を予測した運転

イ 危険予測ディスカッション

ウ 高速道路での運転に必要な知識

エ 高速道路での運転に必要な技能

オ 夜間の運転（運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限る。）

カ 悪条件下での運転（運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限る。）

（6）使用する車両は、危険を防止するための応急措置を講ずることができる補助ブレーキの装置を備えた教習用車両と同程度のものとし、準中型自動車を使用した講習にあっては準中型自動車（貨物自動車に限る。）、普通自動車を使用した講習にあっては普通自動車とする。この場合において、特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、併せて特定後写鏡等を、準中型自動車にあっては車室外、普通自動車にあっては車室内において使用するものとする。

第11条第1項中「第38条第15項」を「第38条第16項」に改め、「中型車講習終了証明書」の次に「準中型講習終了証明書」を加え、「以下」を「以下この条において」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、管理者は、当該受講者が運転免許の申請前に講習を受講した者であるときは、当該終了証明書（講習を終了した日から起算して1年を経過しないものに限る。）を免許申請書に添付しなければならないことについて、当該受講者に説明すること。

別表第1中「第2条関係」を「第2条、第4条関係」に改め、同表1の事項の表に備考として次のように加える。

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
別表第1中6の事項を7の事項とし、5の事項を6の事項とし、同表4の事項の表に備考として次のように加える。

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
別表第1の4の事項を同表5の事項とし、同表3の事項の表に備考として次のように加える。

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
別表第1の3の事項を同表4の事項とし、同表2の事項の表危険を予測した運転の部実技の項中「特定後写鏡条件」を「特定後写鏡等条件」に、「意義及び活用方法」を「取付方法及び使用方法」に改め、同部討議の項中「特定後写鏡条件」を「特定後写鏡等条件」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
別表第1の2の事項を同表3の事項とし、同表1の事項の次に次の1事項を加える。

2 準中型車講習

(1) 準中型自動車を使用した講習

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	(1) 貨物自動車の特性を理解した運転	ア 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 イ 貨物の荷崩れ、転落防止等 ウ 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1
		(2) 危険を予測した運転	ア 危険要因のとりえ方 イ 起こり得る危険の予測 ウ 危険の少ない運転行動の選び方 エ 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	準中型自動車に係る他の交通とのかかわりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、道路における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方	1

討議	(3) 危険予測ディスカッション	ア 危険予測の重要性 イ 走行中の危険場面 ウ 起こり得る危険の予測 エ より危険の少ない運転行動	法、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1				
			実技		(4) 夜間の運転	ア 夜間における運転視界の確保の仕方 イ 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 ウ 夜間における運転の仕方	夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
			悪条件下での運転		(5) 悪条件下での運転	ア 積雪及び凍結道路の運転の仕方 イ 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 ウ 豪雨及び強風下での運転の仕方	凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。	

		エ 道路冠水の場 合の措置	
合計			4

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

(2) 普通自動車を使用した講習（現に普通免許を受けていない者に限る。）

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	(1) 危険を予測した運転	ア 危険要因のとりえ方 イ 起こり得る危険の予測 ウ より危険の少ない運転行動の選び方	危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 特定後写鏡等条件が付される者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡(ワイドミラー及び補助ミラー)の取付方法及び使用方法に関する指導並びにコースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
	討議	(2) 危険予測ディスカッション	ア 危険予測の重要性 イ 走行中の危険場面 ウ 起こり得る危険の予測 エ より危険の少ない運転行動	実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 特定後写鏡等条件が付される者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	1

事項	方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
高速道路での運転	講義	(3) 高速道路での運転に必要な知識	ア 高速道路利用上の心得 イ 走行計画の立て方 ウ 本線車道への進入 エ 本線車道での走行 オ 本線車道からの離脱	教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴、高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。	1
	実技	(4) 高速道路での運転に必要な技能	ア 高速走行前の車両の点検の仕方 イ 本線車道への進入 ウ 本線車道での走行 エ 本線車道からの離脱	高速道路における実車走行により、安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1
合計					4

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表第2の1の事項の表中

「(3) 使用車両
大型車講習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転の細目については、中型自動車を使用して行うことができる。」を
「(3) 使用車両
ア 大型車講習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転の細目については、中型自動車又は準中型自動車を使用して行うことができる。
イ 中型車講習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転の細目については、準中型自動車を使用して行うことができる。」に改め、別表

第2の5の事項の表中

「(3) 使用車両
大型車講習にあつては、大型自動車、中型自動車又は普通自動車を、中型車講習にあつては中型自動車又は普通自動車を使用すること。」を

- (3) 使用車両
 ア 大型車講習にあっては、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
 イ 中型車講習にあっては、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

に改める。

別表第5の5の事項の表中「ビデオ」を「DVD等の視聴覚教材」に改め、別表第5を別表第6とする。

別表第4の3の事項の表中「ビデオ」を「DVD」に改め、別表第4を別表第5とする。
 別表第3の1の事項の表中「特定後写鏡条件」を「特定後写鏡等条件」に、

また、後退時にパイロンに接触させるなどして、外輪差を体感させる。

を

また、後退時にパイロンに接触させるなどして、外輪差を体感させる。
 なお、準中型講習において後退時の実技を実施するものは、本講習における後退時の実技を省略することができるものとする。

に改め、別表

第3の2の事項の表中「特定後写鏡条件」を「特定後写鏡等条件」に改め、別表第3を別表第4とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

準中型車講習における指導及び実施要領

1 貨物自動車の特性を理解した運転

講習細目	指導要領
(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転	急激な運転や通常運転を行うことにより、どの程度の運転操作が貨物に影響を与えるか理解させ、それに応じた運転を修得させる。
(2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転	貨物輸送に配慮した運転ができるように、発進、加速、車線変更、減速、停止などの一連の運転行動が滑らかにできるよう訓練する。
(3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	荷重がかかることにより、ハンドル及び制動効果が違うこと並びに発進時における動力の伝達方法の違いを理解させ、それに応じた運転を修得させる。
講習実施要領	
(1) 講習の方法	
ア 本講習については、施設内のコースにおいて実施する。	
イ 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目につ	

いては、荷台の前部、後部及び車軸の上当たる部分の3か所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。

ウ 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量のおおむね50パーセント以上の貨物を積んで施設内のコースを走行し、貨物の運転操作に与える影響を体感させること。

エ 講習中に貨物の積卸しを行う場合は、講習の中断時間が短い場合に限り行うこと。

- (2) 講習指導員の数
 本講習における講習指導員は、受講者1名に対し1名とする。
- (3) 使用車両
 準中型自動車（貨物自動車に限る。）を使用する。

2 危険を予測した運転

講習細目	指導要領
(1) 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因（情報）をより早く、より広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法について訓練させる。
(2) 起こり得る危険の予測	とらえた危険要因（情報）ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのような予測をするか個々具体的に指導し、受講者にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
(3) 危険の少ない運転行動の選び方	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を選択させる。 貨物輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕をもった回避行動を定着させる。
(4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	準中型自動車の特性を理解させた上、道路及び交通に応じた速度での運転の仕方を指導する。

講習実施要領

- (1) 講習の方法
 ア 観察学習及びコメンタリードライビングを行うこと。
 なお、観察学習についてのみ、複数講習又は運転シミュレーターによる講習を行うことができるものとする。ただし、複数講習を行う場合は、それぞれ受講者の運転できる機会が均等になるよう配慮すること。
 また、運転シミュレーターによる講習を行う場合は、集団講習を行うことができるものとする。

- イ 上記アの方法による講習を行った後、引き続き講習項目3「危険予測ディスカッション」を行う方法により、2時間連続して行うこと。
 - ウ 受講者の運転による講習は、その直後に講習項目3「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、受講者に何らかの印象付けをさせるように努めること。
 - エ 複数の受講者により行う場合については、次の方法によることができるものとする。
 - (ア) 観察学習を複数講習で行う場合は、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。
 - (イ) 観察学習を運転シミュレーターと複数講習で行う場合については、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。
- (2) 講習指導員の数
観察学習について複数講習及び運転シミュレーターによる講習を行う場合は、上記(1)アに基づく講習指導員数とする。
- (3) 特定後写鏡等条件が付されている者に対する講習
特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記の指導を行う前に、コースにおける実車走行により、次の要領により指導を行う。
- ア 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能について、車室内の後方をカーテンで覆った状態で後方の車両の有無を確認するなどして行う。
- イ 狭い道路から広い道路に後退し、又は道路外から道路に後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、車両から降車して確認を行わせる。

3 危険予測ディスカッション

講習細目	指導要領
(1) 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。
(2) 走行中の危険場面	直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中の場面を素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容について講習指導員が補足説明するよう心掛ける。
(3) 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
(4) より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。
講習実施要領	
(1) 講習方法	

- ア 講習項目2「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行わせること。
 - イ 講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。
また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。
 - ウ 本講習における講習指導員は、できるだけ直前に行った講習項目2「危険を予測した運転」における講習指導員が引き続き行うこと。
 - エ 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。
- (2) 特定後写鏡等条件が付されている者に対する講習
特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。
また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行うほか、今後、運転を実際に行い気付いた事項について警察への連絡を依頼する。
- ア 交通の状況を聴覚により認知できない状況である運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法
- イ 特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等の意義及び聴覚障害者標識の意義）

4 夜間の運転

講習細目	指導要領
(1) 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
(2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方	蒸発現象や眩惑等夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報のとらえ方について修得させる。
(3) 夜間における運転の仕方	前照灯の切替え等夜間におけるよりよい運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。
講習実施要領	
(1) 講習方法	
ア	日没後の道路における講習を原則とすること。
イ	ただし、上記アの方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 運転シミュレーターを使用して行うもの (イ) 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識及び理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）
ウ	上記ア及びイにより講習を行うことができない場合、日没に近接した時間に行うものであって、講習の一部として運転シミュレーターによる講習

又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識及び理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて疑似薄暮時走行を行う（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）講習方法により実施すること。

なお、講習中に日没となった場合は、道路における講習を行っても差し支えないものとする。

エ 本講習については、次のことに留意すること。

(ア) 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。

(イ) 疑似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの。）を使用すること。

また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース、坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。

(ウ) 道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行うこと（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。）。

(2) 講習指導員の数

ア 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。

イ 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。

5 悪条件下での運転

講習細目	指導要領
(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方	積雪及び凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な車間距離等安全な走行方法について訓練させる。
(2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等安全な走行方法について訓練させる。
(3) 豪雨及び強風下での運転の仕方	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
(4) 道路冠水の場合の措置	冠水部分における走行可否のみきわめ方法を修得させるとともに、通過後の安全確認等を理解させる。
講習実施要領	
(1) 講習方法	

ア 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。

イ ただし、上記アの方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。

(ア) 運転シミュレーターを使用して行うもの

(イ) スキッド講習

(ウ) 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き上記アの方法による講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。）

ウ なお、道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合又はスキッド講習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細く説明すること。

(2) 講習指導員の数

運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習によることができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとする。

(3) 使用車両

準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

備考 普通自動車を使用する講習については、別表第4によるものとする。

別記様式第3号中

講習区分	大型車講習	中型車講習	普通車講習	応急救護 処置講習 (一)	応急救護 処置講習 (二)
	大型二輪車 講習	普通二輪車 講習	大型旅客車 講習	中型旅客車 講習	普通旅客車 講習

を

講習区分					
大型車 講習	中型車 講習	準中型 車講習	普通 講習	大型 二輪車 講習	普通 二輪車 講習
大型 旅客車 講習	中 型 旅客車 講習	普 通 旅客車 講習	応急救護 処置講習 (一)	応急救護 処置講習 (二)	

に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年3月12日から施行する。ただし、第3条の規定は同月10日から、第4条中別表6の改正規定及び第5条中別表5の改正規定は同年4月1日から施行する。
- 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）（以下この項において「新法」という。）第101条第1項の更新期間が満了する日（新法第101条の2第1項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日）における年齢が70歳以上の者であつて、当該日が平成29年9月12日前であるものに対する高齢者講習及び特定任意高齢者講習については、第6条の規定による改正後の高齢者講習実施規程又は第7条の規定による改正後の特定任意高齢者講習実施規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際現に第2条の規定による改正前の初心運転者講習実施規程、第4条の規定による改正前の違反者講習規程、第5条の規定による改正前の停止処分者講習実施規程、第6条の規定による改正前的高齢者講習実施規程、第7条の規定による改正前の特定任意高齢者講習実施規程及び第8条の規定による改正前の免許取得時講習実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加え、当分の間これを使用することができる。

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

北海道公安委員会規則第1号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

- 第12条第10号中「中型自動車」の次に「準中型自動車」を加える。
- 第12条第11号中「第71条の5第2項に規定する普通自動車対応免許」を「第85条第1項若しくは第2項又は第86条第1項若しくは第2項の規定により準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許」に、「普通自動車対応免許に法第71条の6第1項」を「免許に法第71条の6第1項又は第2項」に改め、「付けた」の次に「準中型自動車又は」を加える。
- 第21条中「第32条の4」を「第32条の3の2」に改める。
- 第21条の5第6項中「第1号、第2号、第3号又は第4号」を「各号（第6号を除く。）」に改める。
- 第22条の2後段中「普通免許」を「準中型免許、普通免許」に改める。

第23条第6項を次のように改める。

- 6 法第90条第8項、第102条第1項から第3項まで又は第103条第6項の規定による医師の診断書の提出命令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式の診断書提出命令書により行うものとする。

- (1) 法第90条第8項又は第103条第6項の規定によるもの 別記様式第28号の7
- (2) 法第102条第1項から第3項までの規定によるもの 別記様式第28号の7の2別表4中

一般国道38号	芦別市北5条東1丁目から芦別市上芦別町50番35まで	を
一般国道38号	赤平市字豊里66番10から赤平市茂尻元町北6丁目45番1まで	

一般国道38号	芦別市北5条東1丁目から芦別市上芦別町50番35まで	に、
---------	----------------------------	----

一般国道230号	山越郡長万部町字国縫から山越郡長万部町字国縫まで	を
一般国道230号	瀬棚郡今金町字花石から瀬棚郡今金町字住吉まで	

一般国道230号	山越郡長万部町字国縫から山越郡長万部町字国縫まで	に、
----------	--------------------------	----

一般国道274号	上川郡清水町南1条11丁目1番4地先から河東郡士幌町字士幌東1線166番5地先まで	を
----------	-------------------------------------------	---

一般国道274号	上川郡清水町南1条11丁目1番4地先から河東郡士幌町字士幌西2線136番24まで	に、
----------	------------------------------------------	----

一般国道274号	釧路市阿寒町徹別原野34線41番6から川上郡標茶町字標茶3番1まで	を
一般国道274号	河東郡士幌町字中音更基線158番1から河東郡士幌町字士幌西2線136番24まで	

一般国道274号	釧路市阿寒町徹別原野34線41番6から川上郡標茶町字標茶3番1まで	に、
----------	-----------------------------------	----

一般国道450号	上川郡比布町北8線12号2356番7から紋別郡遠軽町丸瀬布南丸まで	を	道道 早来千歳線	千歳市美々758番7地先(国道36号交点)から千歳市駒里2500番地先まで	
一般国道450号	上川郡比布町北8線12号2356番7から紋別郡遠軽町瀬戸瀬東町122番1まで	に、	道道 早来千歳線	千歳市平和1026番44地先(国道36号交点)から千歳市上長都960番地先(国道36号交点)まで	
一般国道452号	芦別市北1条東1丁目17番から芦別市本町14番2まで	を	道道 上庶路庶路停車場線	白糠郡白糠町庶路基線146番4地先から白糠郡白糠町庶路西1線5番12地先(国道38号交点)まで	
一般国道453号	伊達市大滝区清陵から伊達市長和町まで	を	道道 石狩手稲線	石狩市花畔695番1地先(国道231号交点)から札幌市手稲区手稲前田494番9地先まで	
一般国道453号	伊達市大滝区清陵から伊達市長和町まで	に、	道道 奈井江浦白線	空知郡奈井江町字奈井江原野2035番13地先(道道江別奈井江線交点)から樺戸郡浦白町キナウスナイ197番26地先(国道275号交点)まで	に、
道道 下手稲札幌線	札幌市西区発寒13条2丁目1から札幌市中央区北1条西10丁目まで	を	道道 江別奈井江線	空知郡奈井江町字奈井江原野2035番13地先から空知郡奈井江町118番2地先(国道12号交点)まで	
道道 下手稲札幌線	札幌市西区発寒14条14丁目地先から札幌市中央区北1条西10丁目まで	に、	道道 岩見沢停車場線	岩見沢市利根別町2番1地先(国道12号交点)から岩見沢市利根別町1番1地先まで	
道道 札幌北広島環状線	札幌市北区新川3条20丁目1から札幌市北区新琴似町777まで	を	道道 比布愛別停車場線	上川郡比布町878番地67地先(国道40号交点)から上川郡比布町1141番3地先まで	
道道 札幌北広島環状線	札幌市手稲区西宮の沢4条1丁目地先から札幌市北区新琴似町777まで	に、	道道 北見常呂線	北見市本町5丁目2番27地先(国道39号交点)から北見市美芳町8丁目4番7地先まで	
道道 釧路鶴居弟子屈線	釧路市若松町2番地先から釧路市鳥取大通4丁目地先まで	を	市道 流通団地17号線	札幌市白石区流通センター6丁目4から札幌市白石区流通センター7丁目9まで	を
道道 釧路鶴居弟子屈線	釧路市新富町1番10地先から釧路市鳥取大通4丁目地先まで	に、	市道 流通団地17号線	札幌市白石区流通センター6丁目地先から札幌市厚別区厚別中央4条2丁目地先まで	に、
道道 早来千歳線	千歳市美々758番7地先(国道36号交点)から千歳市駒里2500番地先まで	を	市道 鳥取西通	釧路市鳥取大通6丁目から釧路市鳥取南6丁目1番1地先まで	を
道道 上庶路庶路停車場線	白糠郡白糠町庶路基線146番4地先から白糠郡白糠町庶路西1線5番12地先(国道38号交点)まで	を	市道 鳥取西通	釧路市鳥取北6丁目5番地先から釧路市鳥取南6丁目1番1地先まで	に、
			市道 恵南柏木通	恵庭市美咲野2丁目2から恵庭市北柏木町3丁目83(道道江別恵庭線交点)まで	を
			市道 恵南柏木通	恵庭市美咲野2丁目2から恵庭市北柏木町3丁目83(道道江別恵庭線交点)まで	

市道 南10条中央線	札幌市中央区南10条西10丁目1268番11地先から札幌市中央区南10条西10丁目1268番9地先まで
市道 太平1号線	札幌市北区太平2条1丁目地先から札幌市北区太平6条3丁目地先まで
市道 北18条線	札幌市東区北18条東1丁目11番65地先から札幌市東区北18条東1丁目11番62地先まで
市道 幌北線	札幌市東区北18条東1丁目地先から札幌市東区北34条東1丁目地先まで
市道 2号用水線	札幌市豊平区豊平3条13丁目地先から札幌市白石区中央2条3丁目地先まで
市道 米里線	札幌市白石区米里2条1丁目地先から札幌市白石区米里5条2丁目地先まで
市道 米里循環通線	札幌市白石区米里5条2丁目8番地先から札幌市白石区米里5条2丁目15番地先まで
市道 米里東通線	札幌市白石区米里3条2丁目1番1地先から札幌市白石区米里5条2丁目8番地先まで
市道 米里流通通線	札幌市白石区米里3条2丁目地先から札幌市白石区米里4条2丁目地先まで
市道 厚別東北郷線	札幌市厚別区厚別西4条6丁目地先から札幌市厚別区厚別西4条3丁目地先まで
市道 厚別東町1号線	札幌市厚別区厚別中央4条2丁目地先から札幌市厚別区厚別中央5条2丁目地先まで
市道 山本線	札幌市厚別区厚別中央5条2丁目地先から札幌市厚別区厚別西4条3丁目地先まで
市道 東月寒83号線	札幌市豊平区月寒東3条11丁目地先から札幌市豊平区月寒東2条13丁目地先まで
市道 北野通線	札幌市豊平区月寒東2条13丁目地先から札幌市清田区平岡3条1丁目地先まで
市道 北野里塚旧道線	札幌市清田区平岡2条6丁目地先から札幌市清田区里塚2条6丁目地先まで
市道 清田通線	札幌市清田区北野2条2丁目地先から札幌市清田区清田2条1丁目地先まで
市道 平岡39号線	札幌市清田区平岡3条1丁目地先から札幌市清田区平岡3条5丁目地先まで
市道 明野西一中通	苫小牧市明野新町2丁目1番1先から苫小牧市明野新町6丁目9番916先まで
市道 川北通	釧路市新富町2番11地先から釧路市古川町7番4地先まで

に、

市道 星が浦南3線	釧路市星が浦南1丁目4番地先から釧路市星が浦南2丁目7番地先まで
市道 星が浦南5号	釧路市星が浦大通2丁目1番地先から釧路市星が浦大通2丁目1番地先まで

町道 役場通線	増毛郡増毛町稲葉町3丁目から増毛郡増毛町見晴町まで
---------	---------------------------

町道 役場通線	増毛郡増毛町稲葉町3丁目から増毛郡増毛町見晴町まで
---------	---------------------------

町道 15号道路(甲線)	上川郡比布町807番1地先から上川郡比布町5429番1地先まで
--------------	---------------------------------

を
に

改める。

別記様式第13号中

業種別	1 官公署	2 公団等	3 農業	4 林業	5 漁業	6 鉱業	7 建設業	8 製造業	9 卸売・小売業	10 不動産業	11 金融・保険業	12 サービス業	13 電気・ガス業	14 通信業	15 運輸業	16 その他()				
	自動車数	乗用	大型	台	貨物	大型	台	大型特殊	台	計	台									
			中型	台		中型	台	小型特殊	台											
			普通	台		普通	台	大型二輪	台											
軽			台	軽		台	普通二輪	台												
運転者数	免許種別	大型	1種	2種	中型	1種	2種	普通	1種	2種	大型特殊	1種	2種	二輪	大型	普通	小型特殊	計	人	
			1種	2種		1種	2種		1種	2種		1種	2種							
		専従	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			人
		予備	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			人

を

	1 官公署	2 公団等	3 農業	4 林業	5 漁業	6 鉱業
--	-------	-------	------	------	------	------

業種別	7 建設業 10 不動産業 13 電気・ガス業 16 その他()	8 製造業 11 金融・保険業 14 通信業	9 卸売・小売業 12 運輸業 15 サービス業						
自動車台数	乗用	大型 台	大型 台	大型特殊 台	計 台				
		中型 台	中型 台	大型二輪 台					
		準中型 台	準中型 台	普通二輪 台					
		普通軽 台	普通軽 台	小型特殊 台					
運転者数	免許種別	大型 1種	中型 1種	準中型	普通 1種	大型特殊 1種	二輪 大型	小型特殊	計
		2種	2種	2種	2種	2種	普通		
		人	人	人	人	人	人	人	人
	専従	人	人	人	人	人	人	人	人
	予備	人	人	人	人	人	人	人	人

に改める。

別記様式第20号中

自動車台数	乗用	大型 台	貨物	大型 台	大型特殊 台
		中型 台		中型 台	小型特殊 台
		普通 台		普通 台	大型二輪 台
		軽 台		軽 台	普通二輪 台
		計		計	

を

自動車台数	乗用	大型 台	貨物	大型 台	大型特殊 台
		中型 台		中型 台	小型特殊 台
		準中型 台		準中型 台	大型二輪 台
		普通 台		普通 台	普通二輪 台
		計		計	

に

改める。

別記様式第23号を次のように改める。

別記様式第23号(第21条関係)

緊急自動車運転資格審査申請書

公安委員会殿										年 月 日						
氏名・生年月日									Ⓜ	年 月 日						
本籍																
住所																
審査に係る緊急自動車の種類(○で囲む。)	中型	準中型	普通	大型二輪	普通二輪	小型二輪										
現に受けている免許	交付公安委員会										公安委員会					
	交付年月日										年 月 日 有効年 年					
	免許証番号															
	免許年月日	第一種免許	二小原	年 月 日												
その他			年 月 日													
第二種免許	年 月 日															
免許の種類(○で囲む。)		大	中	準中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
		型	型	型	通	特	自二	自二	特	付	引	型二	型二	通二	特二	引二
免許の条件等																
緊急自動車の使用者	所在地															
	職名															
	氏名										Ⓜ					

注1 本籍欄は、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

2 緊急自動車の使用者欄の「Ⓜ」は、公印を用いること。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第23号の3を次のように改める。

別記様式第23号の3（第21条の3関係）

条件解除審査申請書

年 月 日

公安委員会 殿

氏名・生年月日 ㊟ 年 月 日

住 所

審査を受けようとする条件（○で囲む。）
 1 眼鏡等 3 その他（ ）
 2 補聴器使用

交付公安委員会 公安委員会

交付年月日 年 月 日 有効年 年

免許証番号

現に受けている免許
 第一種免許
 二小原 年 月 日

その他 年 月 日

第二種免許 年 月 日

免許の種類（○で囲む。）
 大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け
 型 型 中 通 特 自 自 特 付 引 型 型 通 特 引
 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二

免許の条件等

注1 この申請書は、免許に条件を付された者（自動車等の種類を限定された者を除く。）

でその条件の全部又は一部の解除を受けようとする場合に使用すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第24号を次のように改める。

別記様式第24号（第21条の6関係）

運転免許試験受験票

写真貼付欄	受験場所	運転免許試験場			受験年月日 (受験番号)								
	登録番号												
	教習所名												
	教習所コード												
受験種別	免許												
本籍・国籍等													
住 所													
フリガナ													
氏 名													
生年月日	年 月 日												
現有免許	種 別 (○で囲む。)	仮 免 許	第 一 種			第 二 種							
			大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特 二	大 自 二	普 自 二	小 特 付	原 付 引	大 型 二	中 型 二
有効期限		年 月 日まで											
適性試験結果													

免許の条件	
学科合格証明書	受験年月日 年 月 日 受験番号
	学科試験に合格したことを証明する。
	運転免許試験場 確認印

注 規格は、縦22センチメートル、横15センチメートルとする。

別記様式第27号の2を次のように改める。

別記様式第27号の2（第22条の2関係）

再 試 験 受 験 票															
写真貼付欄	登録番号														
	受験日時	年	月	日	時										
	受験場所	運転免許試験場													
受験種別 (○で囲む。)	準中型免許	普通免許	大型二輪免許	普通二輪免許	原付免許										
フリガナ氏名			連絡先 (TEL)	自宅 携帯 勤務先											
生年月日	年	月	日												
本籍・国籍等															
住所															
現に受けている	交付年月日番号	年	月	日	号	有効年									
	免許証番号	第	号												
	免許年月日	第	種	二小原	年	月	日								
	免許年月日	第	種	その他	年	月	日								
免許の種類 (○で囲む。)	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け

免許	型	型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二
	免許の条件等														
※ 再試験通知年月日 年 月 日															
※ 再試験通知書受領年月日 年 月 日															
確認印															
学科合格証明書	受験年月日	年	月	日	受験番号										
	学科再試験に合格したことを証明する。														
	運転免許試験場 確認印														

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第28号を次のように改める。

別記様式第28号（第23条関係）

第 号														
年 月 日														
臨時適性検査通知書														
住所 殿														
公安委員会 団														
あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項に規定する臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていた														
だくことになりましたので通知します。														
この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、														
拒否 保留 取消 効力の停止														
運転免許の取り消しの処分を受けますこととなりますので御注意ください。														

適性検査を行う理由 となった認知機能検査の結果	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第28号の7の次に次の1様式を加える。

別記様式第28号の7の2（第23条関係）

第 号 年 月 日
診断書提出命令書
住所 殿 公安委員会 印
<p>あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。</p> <p>なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合には、 が拒否される が保留される が取り消される の効力が停止される また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）</p>

が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命 ずる理由となった認 知機能検査の結果	
診断書の提出期 限	
診断書の提出先	
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第31号中

運 転 経 歴 証 明 書 再 交 付 申 請 書
年 月 日
公安委員会 殿

を

運 転 経 歴 証 明 書 再 交 付 申 請 書			
年 月 日			
公安委員会 殿			
再交付の申 請をする理 由（数字を ○で囲む。）	1	2	3
	紛失 盗難	汚損 破損	旧運転経歴証明書 からの再交付申請

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年3月12日から施行する。ただし、別表4の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の道路交通法施行細則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて当分の間これを使用することができる。

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

北海道公安委員会規則第2号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中「第4号」を「第3号」に改める。

第18条第3号アの事項中「第36条の4、第69条、第69条の2及び第77条の2において」を「以下」に改め、同条第4号アの事項中「運転適性」を「運転適性指導」に、「運転適性検査指導者認定証」を「運転適性検査・指導者資格者証」に改める。

第26条の4第10項中「中型免許」の次に「、準中型免許」を加え、同項を同条第11項とし、同条中第4項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、準中型免許に係るものの講習指導員は、第1項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下この項及び第36条の4第5号において「平成27年改正法」という。）による改正後の法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（準中型）の交付を受けている者
- (2) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）附則第4条第1項の規定により公安委員会が指定する研修を修了した者であって、平成27年改正法による改正前の法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（中型）の交付を受けているもの
- (3) 平成27年改正法による改正後の法第99条の3第4項第1号に該当する者（準中型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

第31条の5第3項中「初心運転者講習終了証書」を「初心運転者講習終了証明書」に改める。

第36条の2中「75歳未満講習」を「75歳未満及び75歳以上(第3分類)の講習」に、「1の項」を「1の項及び2の項」に、「及び75歳以上講習(施行規則第38条第12項第2号の表2の項)」を「、75歳以上(第1分類及び第2分類)の講習(同表3の項)に、「に区分して」を「並びに臨時高齢者講習(同表4の項に掲げる講習をいう。以下同じ。)に区分して」に改める。

第36条の2の2第1項を次のように改める。

高齢者講習の講習時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 75歳未満及び75歳以上(第3分類)の講習 2時間
- (2) 75歳以上(第1分類及び第2分類)の講習 3時間
- (3) 臨時高齢者講習 2時間

第36条の2の2第2項中「1時間30分」を「75歳未満及び75歳以上(第3分類)の講習並びに臨時高齢者講習については1時間、75歳以上(第1分類及び第2分類)の講習については2時間」に改める。

第36条の2の3第1項第1号中「75歳未満講習」を「75歳未満及び75歳以上(第3分類)の講習」に、「学科講習、」を「学科講習及び」に、「次号及び」を「次号及び第3号並びに」に改め、「及び安全運転のための討議」を削り、同項第2号中「75歳以上講習」を「75歳以上(第1分類及び第2分類)の講習」に、「及び運転適性指導」を「、運転適性指導及び総合的な安全指導」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 臨時高齢者講習 運転適性指導及び総合的な安全指導

第36条の4第3号アの事項中「(法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。次号、第69条、第69条の2及び第77条の2において同じ。)」を削り、同条第5号アの事項中「で、公安委員会が指定する研修」を「については、公安委員会が指定する認知機能検査に関する研修を受け、かつ、平成27年改正法施行に伴う高齢者講習に関する補充講習」に改め、同号中ウの事項をエの事項とし、イの事項をウの事項とし、アの事項の次に次の1項を加える。

イ 平成21年6月2日以後に高齢者講習指導員の資格を取得した者で、平成27年改正法施行前的高齢者講習指導員であったものについては、アの事項の補充講習を受けたもの

第36条の5第3項中「第38条第15項」を「第38条第16項」に改める。

第36条の6第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

第36条の19中「同条第1項第2号の表2の項」を「同条第1項第2号の表2の項若しくは3の項」に改める。

第36条の20第1項中「3時間」を「2時間」に改め、同条第2項中「2の項」を「3の項」に、「2時間30分」を「3時間」に改める。

第37条第5項を削り、同条第6項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

第69条第2項中「運転習熟指導員審査合格証」を「運転習熟指導員審査合格証明書」に改め、同条第3項中「運転講習指導員」を「運転習熟指導員」に改める。

別記様式第4号中

大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二

を

大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二

に改める。

別記様式第8号の2中

講 習 別	大型車 講 習	中型車 講 習	普通車 講 習	大 型 二輪車 講 習	普 通 二輪車 講 習	応 急 救護処置 講 習(一)	応 急 救護処置 講 習(二)	大 型 旅客車 講 習	中 型 旅客車 講 習	普 通 旅客車 講 習
-------------	------------	------------	------------	-------------------	-------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------	-------------------	-------------------

を

講 習 別	大型車 講 習	中型車 講 習	準中型車 講 習	普通車 講 習	大 型 二輪車 講 習	普 通 二輪車 講 習	応 急 救護処置 講 習(一)	応 急 救護処置 講 習(二)	大 型 旅客車 講 習	中 型 旅客車 講 習	普 通 旅客車 講 習
-------------	------------	------------	-------------	------------	-------------------	-------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------	-------------------	-------------------

に、

講習年月日	講習開始時間	講習会場名	講習種別				
.	:		大型車	中型車	普通車	大 型 二輪車	普 通 二輪車
			応急救護 処置(一)	応急救護 処置(二)	大 型 旅客車	中 型 旅客車	普 通 旅客車

を

講習年月日	講習開始時間	講習会場名										
.	:											
		講習種別										
大型車 講 習	中型車 講 習	準中型車 講 習	普通車 講 習	大 型 二輪車 講 習	普 通 二輪車 講 習	応 急 救護処置 講 習(一)	応 急 救護処置 講 習(二)	大 型 旅客車 講 習	中 型 旅客車 講 習	普 通 旅客車 講 習		

に改める。

別記様式第10号の2中

<input type="checkbox"/> 中 型	<input type="checkbox"/> 普 通	<input type="checkbox"/> 大自二	<input type="checkbox"/> 普自二	<input type="checkbox"/> 原 付
------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

を

<input type="checkbox"/> 中 型	<input type="checkbox"/> 準中型	<input type="checkbox"/> 普 通	<input type="checkbox"/> 大自二	<input type="checkbox"/> 普自二	<input type="checkbox"/> 原 付
------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

に改める。

別記様式第10号の3中

普 通	大型二輪	普通二輪	原 付
-----	------	------	-----

を

準中型	普 通	大自二	普自二	原 付
-----	-----	-----	-----	-----

に改め、同様式備考2の事項中「受けた者」

の次に「並びに道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）附則第2条の規定により準中型免許とみなされる改正前の普通免許を受けている者及び同法附則第5条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされる準中型免許を受けた者」を加える。

別記様式第10号の4中「初心運転者講習終了証書」を「初心運転者講習終了証明書」に、「講習の」を「免許の」に改める。

別記様式第10号の5中

大型・中型・普通・大特・大自二・普自二・小特・原付

を

大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・小特・原付

に、

- 75歳未満講習
- 75歳以上講習

を

- 75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習
- 75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習
- 臨時高齢者講習

に

改める。

別記様式第10号の6中

大型・中型・普通・大特・大自二・普自二・小特・原付

を

大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・小特・原付

に改める。

別記様式第10号の10及び別記様式第10号の11中

大 型 ・ 中 型 ・ 普 通 ・ 大 特 ・
大 自 二 ・ 普 自 二 ・ 小 特 ・ 原 付

を

大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 ・ 普 通 ・ 大 特 ・
大 自 二 ・ 普 自 二 ・ 小 特 ・ 原 付

に改める。

別記様式第27号中

取消処分者講習 初心運転者講習〔普通 大型二輪
普通二輪・原付〕

を

取消処分者講習
初心運転者講習〔準中型・普通・大型二輪・普通二輪・原付〕

に改める。

別記様式第30号中

- 運転適性指導員（指定規則第5条）
- 運転習熟指導員（指定規則第7条）
普通 大型二輪 普通二輪 原付

を

」

- 運転適性指導員（指定規則第5条）
- 運転習熟指導員（四輪）（指定規則第7条）
- 運転習熟指導員（二輪）（指定規則第7条）

に改める。

別記様式第31号の2中「運転習熟指導員審査合格証」を「運転習熟指導員審査合格証明書」に、

上記の者は、指定講習機関に関する規則第7条第5号に規定する公安委員会が行う運転習熟指導（普通 大型二輪 普通二輪 原付）についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。

を

上記の者は、指定講習機関に関する規則第7条第5号に規定する公安委員会が行う に係る運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証明する。

に改め、同様式注の事項を注2の事項とし、同事項の前に次の1事項を加える。

1 本文中の空白部分には、審査の種類別（四輪又は二輪）を記載すること。

別記様式第36号の2中

生年 月日		性別	男・女	講習の 種類	普・自・原 通・二・付	を
----------	--	----	-----	-----------	----------------	---

生年 月日	(歳)	性別	男・女	免許の 種類		に改める。
----------	------	----	-----	-----------	--	-------

附 則

- 1 この規則は、平成29年3月12日から施行する。
 - 2 道路交通安全法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正後の道路交通安全法（昭和35年法律第105号）（以下この項において「新法」という。）第101条第1項の更新期間が満了する日（新法第101条の2第1項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日）における年齢が70歳以上の者であつて、当該日が平成29年9月12日前であるものに対する高齢者講習及び特定任意高齢者講習については、なお従前の例による。
 - 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の道路交通安全法の規定に基づく講習に関する規則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。
-